

第3次

宇城市男女共同参画計画

ひと ひと

女と男で築く、やさしく住みよいまちづくり



平成29年3月

宇 城 市

はじめに

ひと ひと

女と男で築く、やさしく住みよいまちづくりをめざして

平成28年熊本地震からまもなく1年が経とうとしております。

この地震により、私たちは多くのものを失いました。

しかし、多くのことを学び、得ることができました。災害はどうすることもできませんが、被害を少なくすることはできます。

私たちはこの体験・教訓を次世代へと伝え、災害への備えとすることが使命だと考えます。



さて、近年、少子高齢化が進行し、人口が減少するなど、社会情勢が急激に変化する中、活力ある社会を維持していくためには、女性と男性が互いに尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められております。こうした変化に対応し、活力ある社会をつくるために、政府は女性の活躍を主要施策として位置づけ、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定しました。

本市では平成19年10月に「宇城市男女共同参画推進条例」を施行し、この中で基本理念を定め、男女共同参画推進の方向性を明確にしました。

平成24年3月には「第2次宇城市男女共同参画計画」(平成24年度～平成28年度)を策定し、男女共同参画社会の形成促進に向けたさまざまな施策を展開し、積極的な取組を進めてまいりました。

平成27年7月の市民意識調査では、前回(平成22年)の調査と比較すると意識、関心は、少しずつではありますが、高まってきているようです。しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を分担するという考え方に「反対」とあるという人は、男女ともその割合がやや減少しています。意識の変化ほどには、市民の行動、実態での変化はあまりみられませんでした。

このような市民意識調査の結果、国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ、「第3次宇城市男女共同参画計画」(平成29年度～平成33年度)を策定いたしました。

男女共同参画社会を実現するためには、市民・企業・関係団体など多くの皆様のご協力と連携が必要であり、より一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり市民意識調査等を通してご協力いただいた市民の皆様をはじめ、ご審議いただいた宇城市男女共同参画審議会委員の皆様、ご協議、ご意見をいただきました宇城市男女共同参画社会推進委員会委員の皆様並びに関係者の方々に、心より厚くお礼申し上げます。

平成29年3月

宇城市長 守田 憲史

宇城市男女共同参画都市宣言文

私たちは、女性と男性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場面に参画できる「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を基本理念として、宇城市の男女共同参画社会の実現をめざします。

- 1 私たちは、一人一人の人権を尊重し、個性と能力が発揮できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、あらゆる分野に男女が共に等しく参画できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、みんなが健康で安全に安心して暮らせる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、市、市民、事業者が協働し、未来に輝くフロンティアシティ・宇城市をめざします。

宇城市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

平成19年11月21日

宇城市

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の目的	2
2 計画の推進体制	2
3 計画の基本理念	3
4 計画の性格と期間	3
5 宇城市男女共同参画計画体系図	4
6 指標	6

第2章 計画の内容

重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本方向1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 ..	8
施策の基本方向2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	11

重点目標Ⅱ 男女の人権尊重

施策の基本方向1 人権に関する意識啓発	13
施策の基本方向2 あらゆる暴力の根絶	16
施策の基本方向3 生涯を通じた男女の健康支援	18

重点目標Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進

施策の基本方向1 高齢者・障がい者福祉の推進	19
施策の基本方向2 子育てに関する支援の充実	21
施策の基本方向3 男女の仕事と生活の調和	24
施策の基本方向4 男女共同参画に関する教育・学習の充実	26

重点目標Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進

施策の基本方向1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	28
施策の基本方向2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	30

重点目標Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり

施策の基本方向1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進	32
---------------------------------------	----

参考資料

1 男女共同参画社会基本法	34
2 熊本県男女共同参画推進条例	37
3 宇城市男女共同参画推進条例	40
4 宇城市審議会等の設置等に関する指針	44
5 審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン	45
6 年表	46
7 近年における宇城市の主な事業実績	49
8 第5期委員名簿	54

第 1 章 計画の概要

1 計画の目的

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけています。

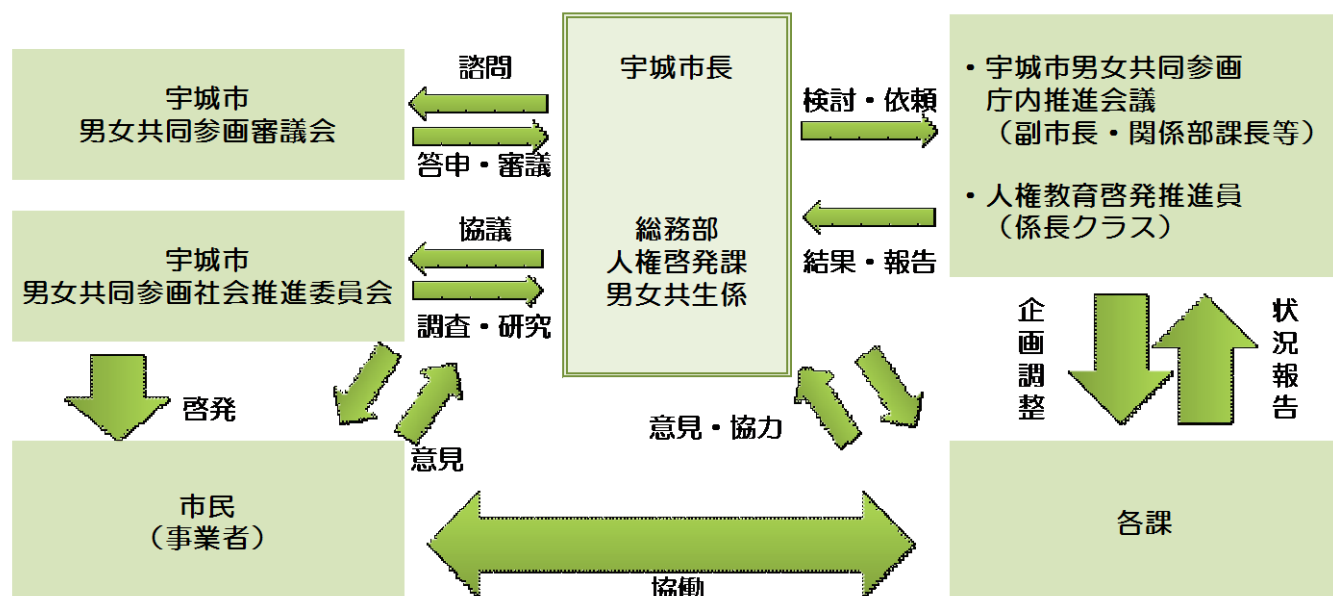
宇城市では、平成23年度に計画された、平成24年度から28年度までの「第2次男女共同参画計画」に沿って男女共同参画社会の実現に向けて取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、平成27年7月に実施した市民意識調査によりますと様々な分野で固定的性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、女性に対する暴力の問題など、性に基づく被害や差別も未だ存在しています。また、少子・高齢化が進展する一方で、経済の低迷による失業者や非正規雇用者の増加で生じる貧困や格差の拡大、国際化の進展による定住外国人の増加など、社会情勢の変化は著しいものがあります。

本計画は、こうした状況のもと、前計画の成果や課題を踏まえつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に的確に対応するため、策定するものです。

2 計画の推進体制

宇城市男女共同参画推進体制



3 計画の基本理念

「女と男^{ひと}で築く、やさしく住みよいまちづくり」

私たちは、それぞれが個人の人権を尊重され、性別、思想、信条などに関わらず、人間として幸せに生きる権利を持っており、日本国憲法の中でも、国民は基本的人権を保障され、法の下に平等であることが保障されています。

しかし、私たちのまわりには、依然として性差による差別、固定化された性別役割分担意識に縛られ、女性や男性の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行・慣習などが残っている状況にあります。

また、現在では少子・高齢化の進行、社会のグローバル化、経済状況の大きな変化など、多様化・複雑化する社会環境への対応が求められていますが、このためにも、男女が等しく社会の責任を担い、利益を享受する男女共同参画社会の推進は重要な課題として位置づけられます。

本市においても、合併後様々な施策に取り組んできましたが、残念ながら固定化された性別役割分担意識に大きな改善はみられていません。そのため、前期計画まで取り組んできた、女性と男性が、それぞれに自立したひとりの人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や地域、職場などのあらゆる場面に参画していけるようなまちづくりをめざした基本理念「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を引き継ぎつつ、更に実効性のある計画とするため、各施策ごとに目標値を定めることによって、男女共同参画社会の実現に向けて更なる取り組みを進めていきます。

4 計画の性格と期間

- （１）この計画は、市民意識調査の結果及び、宇城市男女共同参画社会推進委員会の中の策定委員会、宇城市男女共同参画庁内推進会議による協議や宇城市男女共同参画審議会の諮問・答申を経て、地域住民の意見を反映させて、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策の指針となるものです。
- （２）この計画は、「男女共同参画社会基本法」に則り、国や県の男女共同基本計画を踏まえるとともに、第２次宇城市総合計画との整合性を図っています。
- （３）計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの５年間とし、社会情勢の変化などに対応し、必要に応じて見直しを行います。

5 宇城市男女共同参画計画体系図

重点目標	施策の基本方向	No.	具体的施策
Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1	パートナーシップ・セミナー、出前講座
		2	パートナーシップ・フェスティバル
		3	広報紙による啓発活動
		4	啓発資料などによる情報提供
		5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し
		6	行政内での人権教育啓発推進員の設置
		7	行政内におけるハラスメントの防止
		8	図書の実充実と情報提供
		9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10	男女共同参画を推進するリーダーの育成
		11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成
		12	あらゆる分野への男女共同参画の推進
		13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ
		14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の実施
Ⅱ 男女の人権尊重	1 人権に関する意識啓発	15	市職員などの人権意識の向上
		16	豊野町コミュニティセンターの事業
		17	人権フェスタ in うきし
		18	人権擁護員による相談事業
		19	市内企業に対する研修会の開催
		20	各種団体への教育・啓発
	2 あらゆる暴力の根絶	21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発及び調査の実施
		22	相談体制の実充実
		23	関係機関の連携強化
	3 生涯を通じた男女の健康支援	24	住民健診事業
		25	健康教育と健康相談
		26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）教育

Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進	1 高齢者・障がい者福祉の推進	27	後期高齢者医療保険制度啓発事業
		28	介護保険制度学習会
		29	福祉サービス提供事業者への指導
		30	健康教室での介護予防のための情報提供
		31	高齢者・障がい者生きがい対策事業
		32	高齢者学級
	2 子育てに関する支援の充実	33	市主催行事における託児サービスの推進
		34	保育所における多様な保育の推進
		35	放課後児童クラブ（学童保育）の拡充
		36	ファミリーサポートセンター事業の拡大
		37	子育てひろば育児支援
		38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導
		39	ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援
		40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実
	3 男女の仕事と生活の調和	41	育児・介護休業法の事業所への周知
		42	男性のための料理教室
	4 男女共同参画に関する教育・学習の充実	43	男女共同参画の視点に立った教育の推進
		44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進
		45	小中学校での人権学習への支援
Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進	1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	46	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
		47	男女共同参画推進事業者の表彰
		48	企業へのハラスメント防止のための啓発
	2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	49	商工業・農林水産業における女性の登用促進
		50	家族経営協定
		51	女性農業者への支援
Ⅴ 安心して生活できる環境づくり	1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進	52	市民の防災意識の向上
		53	防犯灯整備事業
		54	巡回パトロール
		55	防災・復興における男女共同参画の視点に立った検証

6 指標

NO	項 目	平成 27 年度 実績値	平成 33 年度 目標値	担当課	重点目標区分
1	政治・政策決定について 「平等」とであると回答した人の割合	16.1%	30.0%	人権啓発課	Ⅰ 社会制度・慣行 の見直し、意識の 改革
2	社会通念・慣習・しきたりについて「平等」とであると回答した人の割合	17.2%	30.0%	人権啓発課	
3	市の管理職(課長以上)に 占める女性職員の割合	※9.5%	20.0%	総務課	
4	行政区の女性嘱託員数	※1 人	5 人	総務課	
5	市の審議会等の女性委員 の割合	※23.0%	30.0%	人権啓発課	
6	配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する法律（通称：DV防止 法）の認知度	81.1%	90.0%	人権啓発課	Ⅱ 男女の人権尊重
7	特定健診受診率	35.8%	60.0%	健康づくり 推進課	
8	乳がん検診受診率	32.0%	50.0%		
9	子宮がん検診受診率	24.3%	50.0%		
10	育児、子どものしつけへの 参画について、自分と 配偶者が同じくらいと回 答した人の割合	17.0%	30.0%	人権啓発課	Ⅲ 家庭・地域での 男女共同参画推進
11	市男性職員（注 1）の育 児休業・育児短時間勤務 の取得率	0%	30.0%	総務課	
12	市内市立小・中学校男女 混合名簿導入	15/18 校	18/18 校	教育総務課	
13	家族経営協定(農業)の締 結戸数	159 戸	継続して向上を図る	農政課	Ⅳ 就業の場での男 女共同参画推進
14	女性消防団員数 (消防団員総数)	※61 人 (※1,822 人)	継続して向上を図る (条例定数:1,892 人)	危機管理課	Ⅴ 住民が安心して 生活できる環境づ くり

※平成 28 年 4 月 1 日現在実績

(注 1) 市男性職員とは 3 歳以下の子がいる男性職員

第2章 計画の内容

重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本方向1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

現状と課題

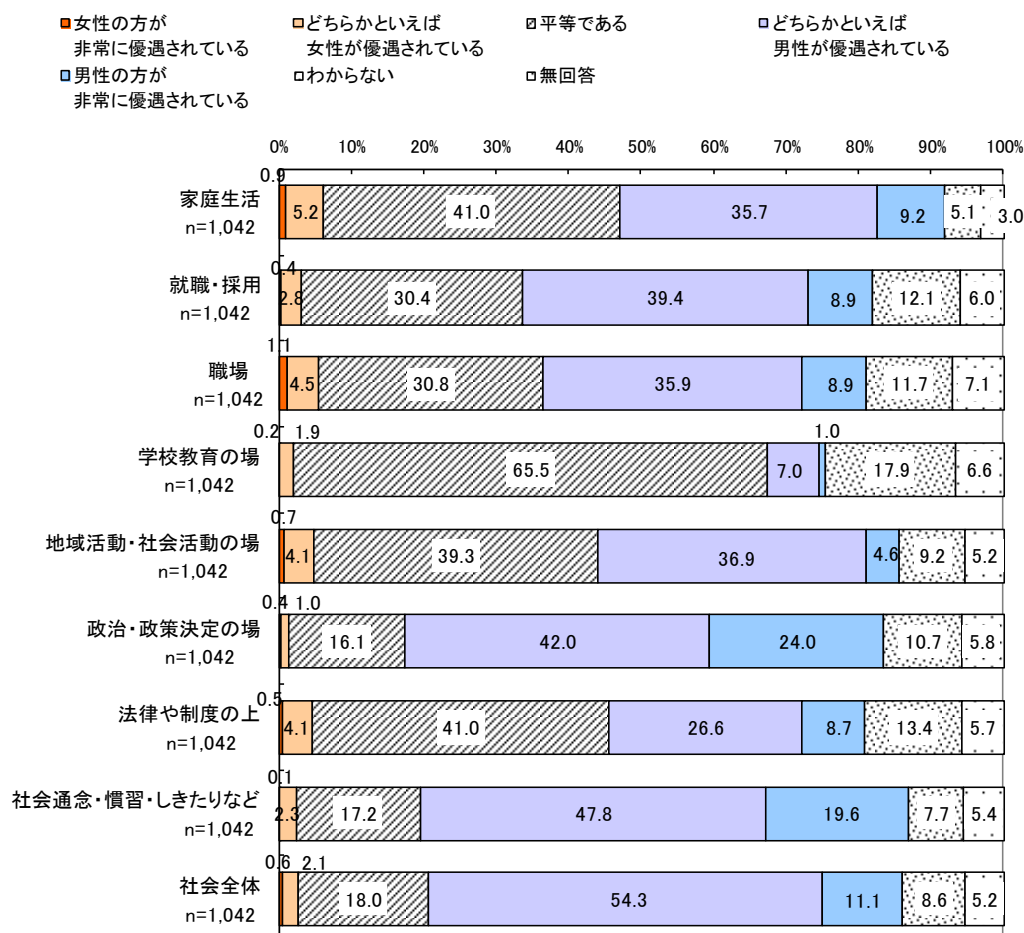
市民意識調査によれば、様々な分野の中で、平等と感じられる割合が高いものは「学校教育の場」(65.5%)で、「家庭生活」(41.0%)と「法律や制度の上」(41.0%)が続いています。

これ以外の分野ではすべて『男性優遇感』(「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)が高い割合となっており、特に「社会通念・慣習・しきたり」、「政治・施策決定の場」、「社会全体」では『男性優遇感』が60%を超えています。

この内容については、平成17年と平成22年に同様の質問をしており、前回、前々回と比較して、家庭生活上で「平等である」とする人の割合が有意に増加していますが、政治・政策決定の場では「平等である」とする人の割合がやや減少しています。他の項目については、ほとんど変化はありません。

男女共同参画社会の実現においては、市民一人ひとりの意識が変わることが重要です。今後は啓発の機会を更に充実させるとともに、市民に先立って男女共同参画を推進する立場として、市の業務を見直し、固定的な性別役割分担意識の解消に努めていきます。

【男女平等についての考え方】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
1	パートナーシップ・セミナー、出前講座	男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、一般市民向けのセミナー・講演会を開催します。また、各種団体への講演会や出前講座も実施します。	人権啓発課
2	パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画社会推進委員会と協議しながら、講演会などを開催し広く一般市民や事業所に意識啓発を行うことで、男女がともに支えあい個性と能力を発揮できる男女共同参画での人づくり・地域づくりに努めます。	人権啓発課
3	広報紙による啓発活動	市広報「うき」に、毎月「パートナーシップ通信」としてコーナーを設け、男女共同参画に関する記事を掲載し、市民に広く周知・啓発を行います。	人権啓発課
4	啓発資料などによる情報提供	男女共同参画に関する啓発ビデオなど関連教材や機材の貸し出しを行います。	人権啓発課
5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し	男女均等な職務経験の付与に努め、性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行うなど、市が率先して男女が平等に働ける職場環境づくりを進めます。 具体的には、 ○行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、異動希望調書などを利用した人事異動や課内部での職務分担の変更を進めます。 ○男女共同参画の意義を研修し、これまでの固定観念にとらわれず事務を担当するなどの意識改革を促します。	総務課
6	行政内での人権教育啓発推進員の設置	年数回の研修への参加を促し、実態や取り組み状況などの進捗状況報告などを行うことで、視野やネットワークを広げ、各部署での明るい職場づくりのリーダーとなることを目的とし、市行政の各部署に「人権教育啓発推進員」を設置します。	人権啓発課 生涯学習課

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
7	行政内におけるハラスメントの防止	それぞれの人権を尊重し、対等なパートナーとしての意識のもと業務を遂行するよう、意識啓発のための職員研修を行います。また所属長及びハラスメント相談員は、職場におけるハラスメントを防止し、良好な職場環境の形成に努めます。	総務課
8	図書の充実と情報提供	各図書館における「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・蔵書リストに基づき、利用の推進を図ります。また、継続して「男女共同参画社会に関する資料」の収集を行い、リストの作成と関係資料の特集をくむとともに、意識を高め、情報提供の促進を図ります。	中央図書館
9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮	内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」をガイドラインとし、市が発行する刊行物が性差別につながる文章表現や写真・イラストなどを掲載しないように啓発を行います。	人権啓発課

施策の基本方向2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

政府は、積極的な女性の登用や情報開示を要請するなど、女性が活躍できる環境整備を強力に進めるために平成27年9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定しました。

女性の社会進出は進み、労働力人口の約4割は女性となっており、政治や経済、社会など多くの分野で、大きな役割を果たしています。しかしその一方で、政策・方針決定過程への女性の参画はあまり進んでいません。

本市においては、平成28年4月現在で、係長職までを加えた割合は23.3%、課長以上の管理職の割合は9.5%と低いのが現状です。

女性の管理職登用を推進するとともに、市民にとってより身近な地域での各団体や組織においても、女性が方針決定過程へ参画できるよう、啓発を進めます。

① 管理職の女性の登用状況（平成28年4月1日現在）

	総数	女性	割合（%）
部長級	11	0	0.0
次長級	16	1	6.3
課長級	36	5	13.9
計	63	6	9.5
係長級	117	36	30.8
合計	180	42	23.3
職員全体（特別職を除く）	515	211	41.0

② 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用状況（平成28年4月1日現在）

	総数	女性	割合（%）
広域の審議会を除く審議会	392	90	23.0
広域の審議会	87	34	39.1

③ 地方自治法（第180の5）に基づく委員会等の女性の登用状況（平成28年4月1日現在）

	総数	女性	割合（%）
教育委員会	6	2	33.3
選挙管理委員会	4	0	0.0
監査委員	3	0	0.0
農業委員会	27	0	0.0
固定資産評価審査委員会	5	1	20.0

④ 市議会議員に占める女性の割合（平成28年4月1日現在）

	条例定数	現員総数	女性	割合（%）
市議会議員	22	22	1	4.5

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
10	男女共同参画を推進するリーダーの育成	一般市民による、地域に密着した「男女共同参画社会づくり」を推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援します。今後も同様に参加者を募り、特に参加の少ない男性の地域リーダーの育成も促します。	人権啓発課
11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成	女性団体などのネットワークづくりや学習会の実施、女性人材リスト登録者への研修などを通して、意思決定の場に参画できる女性の人材や地域リーダーを育成します。また、人材リストの幅広い年齢層の登録をめざし、充実を図ります。	人権啓発課
12	あらゆる分野への男女共同参画の推進	各種審議会・委員会などへの女性登用を積極的に推進し、30%の目標を達成するため、庁内推進委員会や人権教育啓発推進委員会議の中で周知を図るほか、男女共同参画社会推進委員会から市長及び市議会議長へ女性の登用に関する「要望書」を提出し、積極的な女性の登用につなげます。	人権啓発課
13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ	嘱託員会議などで、男女共同参画の研修または、情報を積極的に提供し、機会あるごとに行政区役職への女性登用を働きかけます。	総務課 各支所総合窓口課
14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の充実	キャリアアップのための政策立案研修などへの参加を推進し、男女共同参画の視点に立った職員研修を実施します。また、男女の昇進機会の均等を図るため、昇任試験を実施します。	総務課

重点目標Ⅱ 男女の人権尊重

施策の基本方向1 人権に関する意識啓発

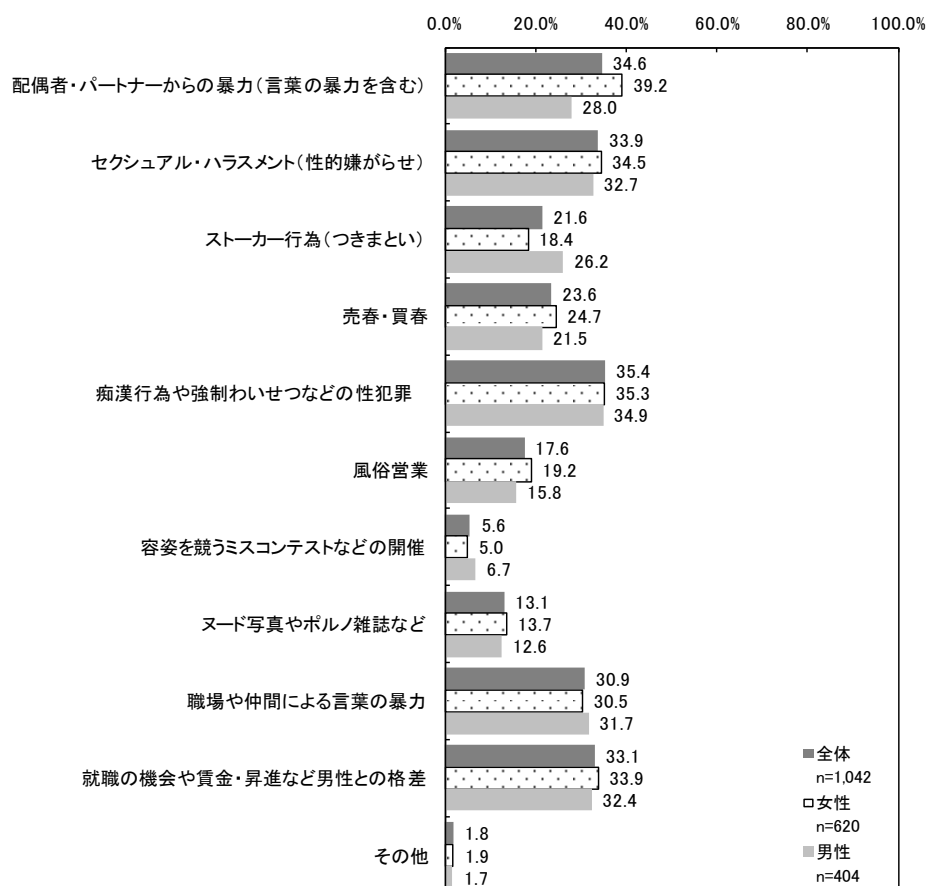
現状と課題

市民意識調査によれば、男性及び女性の人権が尊重されていないと感じることでは、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」(35.4%)との回答が最も多く、次いで「配偶者、パートナーからの暴力」(34.6%)、「セクシュアル・ハラスメント」(33.9%)、「就職の機会や賃金、昇進など男性との格差」(33.1%)、「職場や仲間による言葉の暴力」(30.9%)、「売春、買春」(23.6%)が続いている。

また、人権侵害をあらゆる分野からなくすために必要だと思うこととしては、「不快な言動、行動に対しはっきり意思表示ができる環境と意識づくり」(48.1%)との回答が最も多く、次いで「苦情や悩みに的確に対応できる組織体制の充実」(45.3%)、「相手を対等なパートナーとしてみるような意識の啓発」(42.9%)、「DVやセクハラに対する罰則を強化した法律や規則などの整備」(35.1%)、「学校での男女平等教育の推進」(33.0%)が続いており、意識改革の必要性を感じている方が多い傾向がみられます。

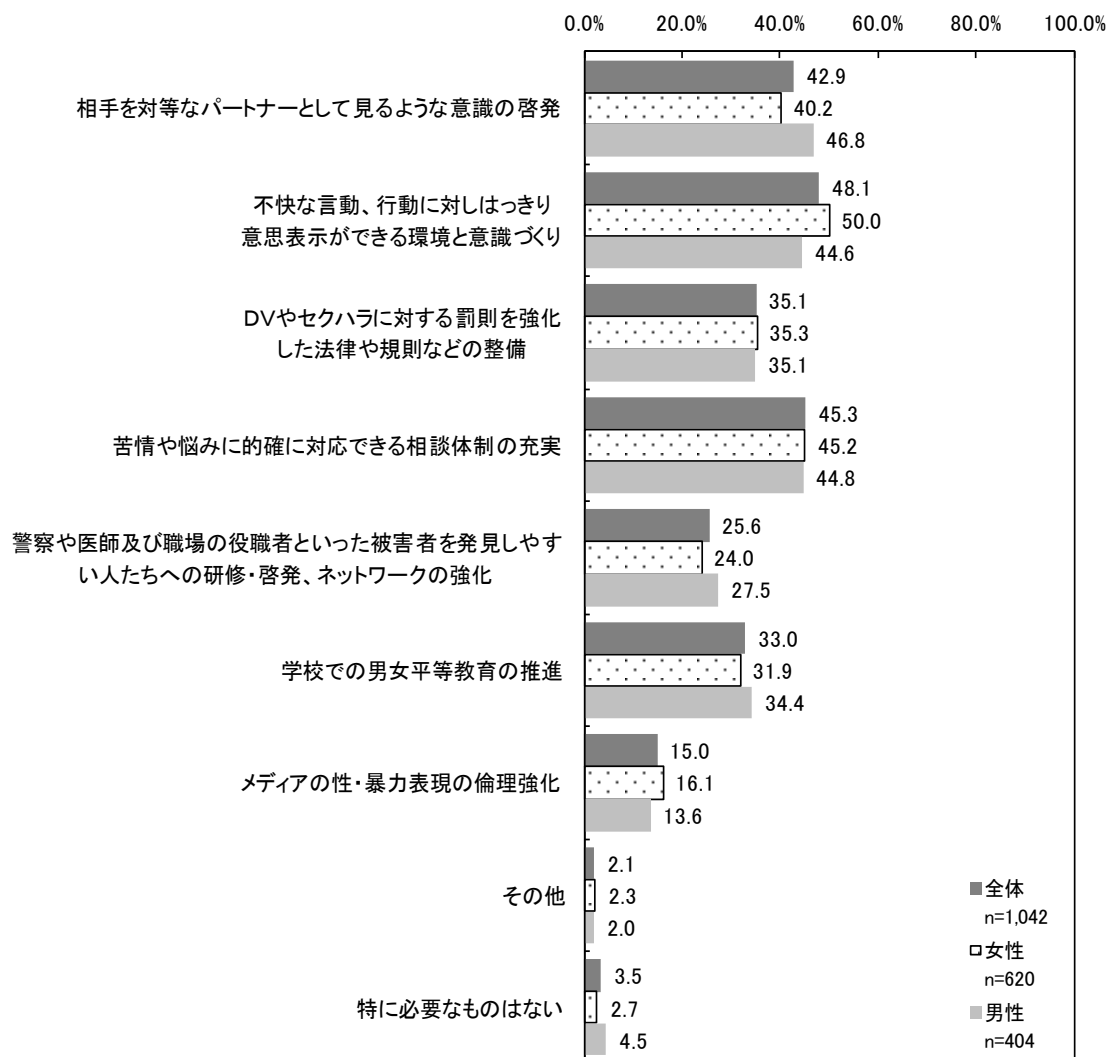
生命の尊さ・大切さを認識し、市民が人権について考える機会を提供し、人権尊重の意識を高めるための教育・啓発事業を継続して展開していきます。

【男性及び女性の人権が尊重されていないと感じること】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【人権侵害をあらゆる分野からなくすために必要だと思うこと】



資料：平成 27 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
15	市職員などの人権意識の向上	市職員など（非常勤・臨時を含む）を対象に、毎年人権同和問題研修会を開催し、部落差別・男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図っています。行政職員として、継続して学習することが重要であるため、年 1 回以上は全職員が人権同和問題研修会に参加します。年 1 回の全職員研修以外に、各種の人権同和問題研修会や研究集会などにも職員の参加を要請します。	総務課 人権啓発課 生涯学習課 宇城広域連合

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
16	豊野町コミュニティーセンターの事業	同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を解消する発信拠点として、人権・同和問題の調査・研究及び人権啓発を行い、各種の住民相談や市民の自主的な活動を支援します。また、各種教室を開催する中で、人権に関する講話などを取り入れ、人権意識の高揚に努めます。	人権啓発課
17	人権フェスタ in うきし	講演会や保育園、小・中及び支援学校の発表を通して、人権尊重の必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけ、すべての市民がこの地域に生まれて良かったと思えるような地域社会を築き上げることを目的として実施します。また、参加しやすいように市内5会場で開催し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、より多くの市民に参加していただけるよう、イベント内容などについても検討を行います。	生涯学習課
18	人権擁護委員による相談事業	女性問題・DVをはじめとする人権問題について、市内5地域で人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権啓発課
19	市内企業に対する研修会の開催	宇城市企業クラブなどに対し、人権同和問題・男女共同参画について社員研修を要望し、実施します。	人権啓発課
20	各種団体への教育・啓発	高齢者学級・女性学級・婦人学級・家庭教育学級などの団体へ人権学習を行ったり、各種講座に地域人権教育指導員を講師として派遣したりすることによって、教育・啓発に努めます。	生涯学習課

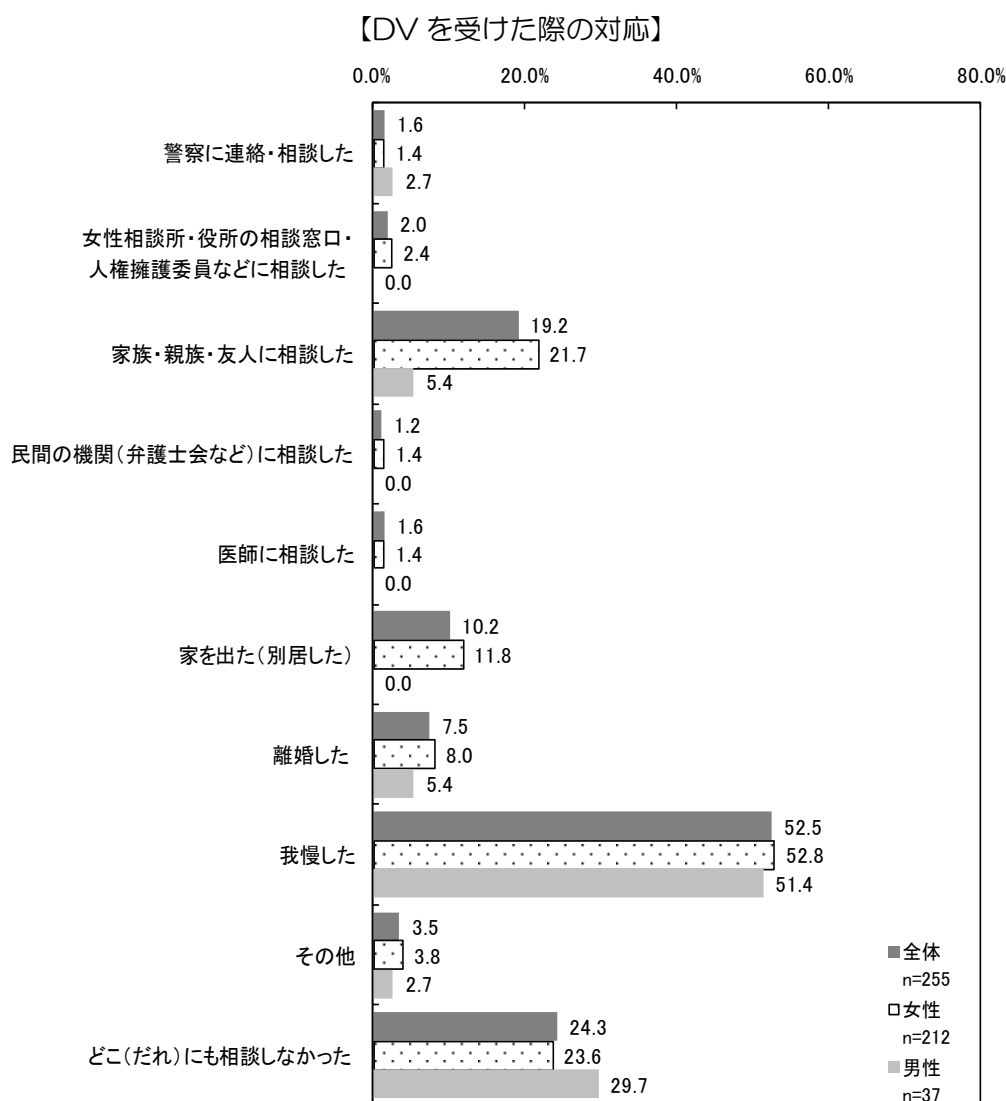
施策の基本方向2 あらゆる暴力の根絶

現状と課題

市民意識調査によれば、DV（家庭内暴力）の被害、加害の経験については「どちらもない」の割合が最も高くなっています。しかし「手でたたく・突き飛ばす、足でける」（被害 10.7%、加害 5.7%）、「大声でどなって威嚇する」（被害 12.6%、加害 9.1%）では被害経験で1割台の回答となっています。身体的暴力では、男性が加害者、女性が被害者になるケースが多いですが、「何を言っても、長時間無視し続ける」、「交友関係や電話、郵便物、お金の使い道などを細かく監視する」等の精神的暴力では女性が加害者である場合もあることがうかがえる結果となっています。

また、DVを受けた際の対応については、「我慢した」が52.5%と最も多く、女性相談所など公的な機関への相談は2%となっています。

この問題は、被害者の命に関わることもあり、あらゆる暴力の防止と被害者の保護という視点から、本市では県や警察、各種の相談機関などと連携し、この問題の発生防止と被害者の救済に関する体制を整え、また、広く市民に対し、この問題が人権に関わる大きな問題であることを啓発していきます。



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発及び調査の実施	広報紙や市ホームページへの掲載や講演会・講座の開催を通して、DVなどが人権侵害であることや、相談窓口について広く市民に周知します。また、あらゆる機会を利用して各機関や各課と連携しながら、広報や展示物、研修会などにおいて暴力の根絶に努めます。また、DVなどについてアンケートを行い、市民の意識や実態を把握します。	高齢介護課 社会福祉課 こども福祉課 児童福祉センター 人権啓発課
22	相談体制の充実	DV・ハラスメント・虐待相談に対して適切な対応ができるよう、様々な研修会などへの参加により、各種相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関（警察・女性相談センター・市民課・民生委員・嘱託員など）と連携し、早急な対応ができる体制を確立します。いじめについては、人権教育など、心の教育を中心に実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行います。心の相談員、駆け込み電話、学校啓発連絡協議会などを通じ、心のケアを行い、心身ともに調和の取れた青少年の健全育成をめざします。	高齢介護課 社会福祉課 こども福祉課 児童福祉センター 生涯学習課 人権啓発課
23	関係機関の連携強化	福祉事務所が窓口になり、県の機関や、宇城虐待防止地域協議会、警察、女性相談センターなどとの連携により、DVや虐待の早期発見・早期対応を行います。県の機関、宇城地域ネットワークとの連携により、児童虐待の早期発見・早期対応を図ります。宇城市にも虐待防止地域協議会を設置しており、旧町単位でも連絡会を配置しています。虐待は児童のみならず、高齢者や障がい者などあらゆる層に拡大しており、これを網羅した機関として充実します。	高齢介護課 社会福祉課 こども福祉課
		対象児童の状況把握や、情報交換を行うための協議会の求めに応じて、家庭児童相談員などと連携し、情報交換及び協議を行い、対象児童・生徒の状況把握をするとともに状況改善を行います。	教育総務課

施策の基本方向3 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

性別に関わらず、生涯を通じて身体的・精神的な健康を保つことは、社会生活を健全に送るために必要不可欠なことであり、それは男女共同参画社会の実現にもつながることです。

宇城市では、保健予防に重点を置き、各世代の健康づくりを進めるため、世代ごとの指針「健康宇城市21」を策定しています。この指針に基づき、全ての市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現をめざしています。

また、女性の人権の一つとして、1994年にカイロで行われた国連人口開発会議で国際的承認を得た考え方であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※という考え方が提唱されました。これは、単純に病気か健康か、ということだけではなく、自分の身体について正しい選択ができるよう、知識や情報、サービスを積極的に得ることが重要であるという考え方です。特に女性は、出産をはじめとして男性とは異なる健康上の問題に、様々な年代で直面することがありますが、生涯を通じて正しい知識を身に付け、対応していくことが必要です。

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
24	住民健診事業	生活習慣病の予防・早期発見のため、生活習慣病健診及びガン検診の受診を促進するとともに、健診結果に対応した個別の健康指導を行い、充実を図ります。	健康づくり推進課
25	健康教育と健康相談	保健センターなどで、随時・定期的健康相談を電話や面談・訪問などにより保健師や管理栄養士が受け付けます。また、必要に応じて関係機関へつなぎます。	健康づくり推進課
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）教育	健康教育、各種相談や子育て広場など様々な機会を通し、男女を問わずリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行います。特に、出産後の2か月訪問時には、産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種健診や健康相談を利用して、性差に偏らない共同子育てを啓発します。	健康づくり推進課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて、自ら選択し、決定する権利のこと。

重点目標Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進

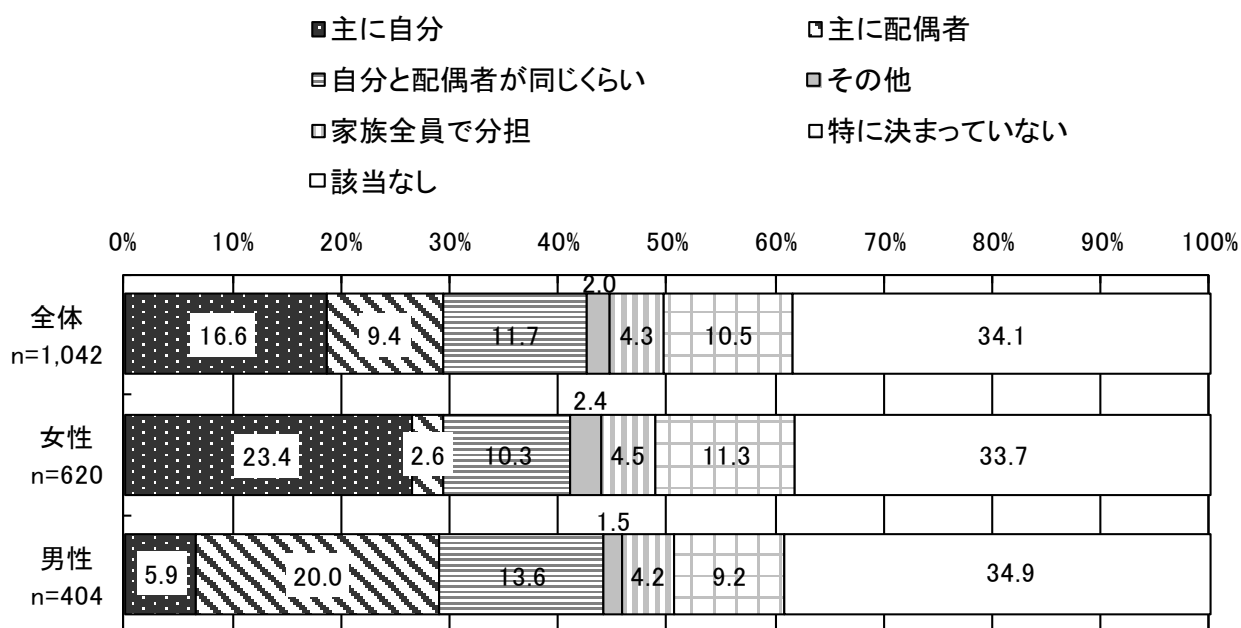
施策の基本方向1 高齢者・障がい者福祉の推進

現状と把握

宇城市においては、生産年齢人口や年少人口が緩やかに減少傾向にあるのに対し、高齢者人口は緩やかな増加傾向となっており、少子高齢化は少しずつではありますが進んでいます。

男女共同参画の視点からは、これまで主に女性に依存されてきた高齢者や障がい者の介護について、男女がともに携わることが必然です。市民意識調査によれば、「主に自分」と回答した人が女性が23.4%に対し、男性が5.9%と、多くを女性に頼っていることがわかります。介護休業制度の利用なども進んでいない状況が指摘されており、今後は高齢者や障がいを持つ人達が、住み慣れた地域で生活しつづけることができるための支援と、男女がともに介護に携わることのできる体制づくり、意識啓発を進めます。

【親の世話(介護)の役割分担】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
27	後期高齢者医療保険制度啓発事業	後期高齢者医療保険制度の現状と手続きなどを周知する事により、適正受診を推進します。毎月の説明会と併せて、広報紙へも制度について掲載し全世帯へ周知を図ります。	市民課
28	介護保険制度学習会	公的サービスをうまく利用して介護負担が少しでも軽減されるよう、老人会、各種会合などで学習会を実施します。	高齢介護課
29	福祉サービス提供事業者への指導	性別役割分担意識を助長しないようにサービス提供事業者へ指導を行います。また、地域包括支援センターと連携し、宇城市介護保険サービス従事者連絡協議会専門部会などにおいて、利用者の尊厳を尊重したサービス提供に繋がるよう指導、助言を行います。	高齢介護課
30	健康教室での介護予防のための情報提供	65歳・75歳の節目に、健康講話を実施し、介護予防の取り組みの動機づけとします。また、介護保険係や地域包括支援センター、介護予防事業評価会議、サービス事業所などの会議へ出席し、介護予防プログラムの実施状況を確認し施策を検討します。	健康づくり推進課
31	高齢者・障がい者生きがい対策事業	高齢者の健康と生きがいづくり、「元気」高齢者の育成、高齢者の福祉の増進を図るため、老人クラブなどを支援します。また、高齢者の生きがいの充実や高齢者の就労支援の促進を図ることを目的とするシルバー人材センターの事業を支援します。障がいのある人が自立し、社会参画しやすい環境支援を促進します。	高齢介護課 社会福祉課
32	高齢者学級	健康など様々な分野の講座を開催し、「出会い」「触れ合い」「学び合い」「結びあい」を基本に、学級生の自己の向上、生活の向上を図り、生涯学習の推進やまちづくりに寄与することを目的として実施します。	生涯学習課

施策の基本方向2 子育てに関する支援の充実

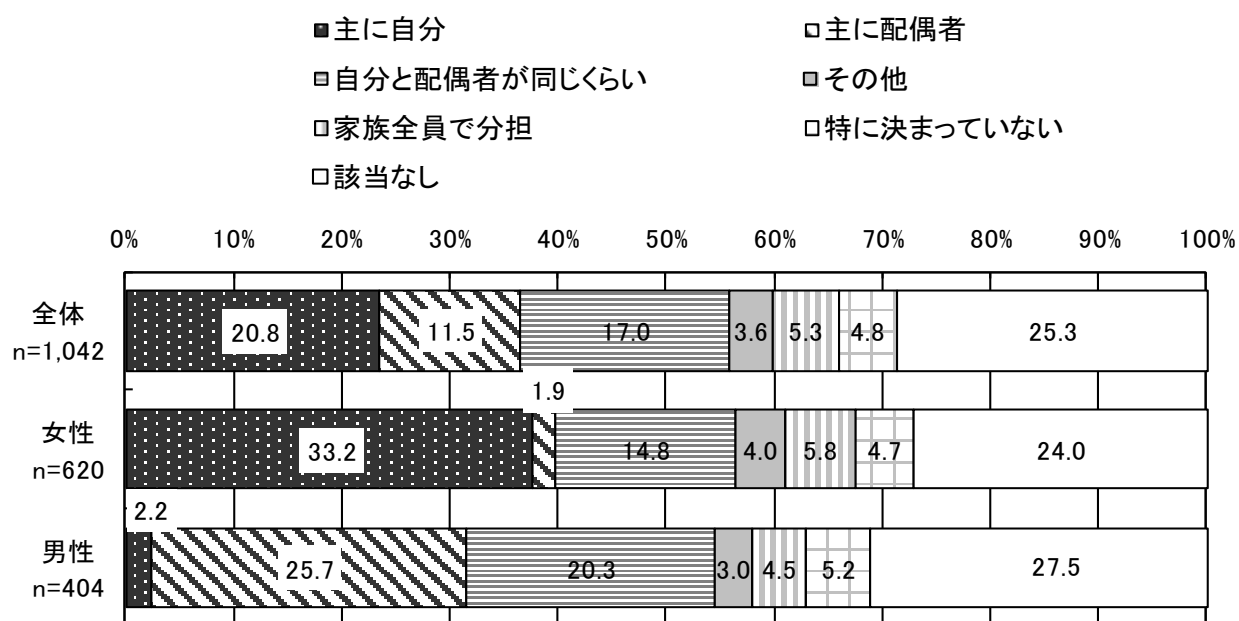
現状と課題

市民意識調査によれば、育児や子どものしつけについては、全体では「自分と配偶者が同じくらい」と回答した人が17.0%となっていますが、性別にみると「主に自分」と回答した人が女性で33.2%なのに対して、男性では2.2%と、女性がその役割の多くを担っていることがわかります。

男性が女性と共に家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なことは、「男性自身が、家事などに参加することへの抵抗感をなくすこと」(52.8%)との回答が最も多く、次いで「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」(51.6%)、「社会の中で、男性が家事などに参加することへの評価を高めること」(30.8%)、「労働時間短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」(27.4%)、「男性自身が参加への関心を高めるよう、啓発や情報提供を進めること」(21.2%)、「まわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重すること」(19.3%)となっています。

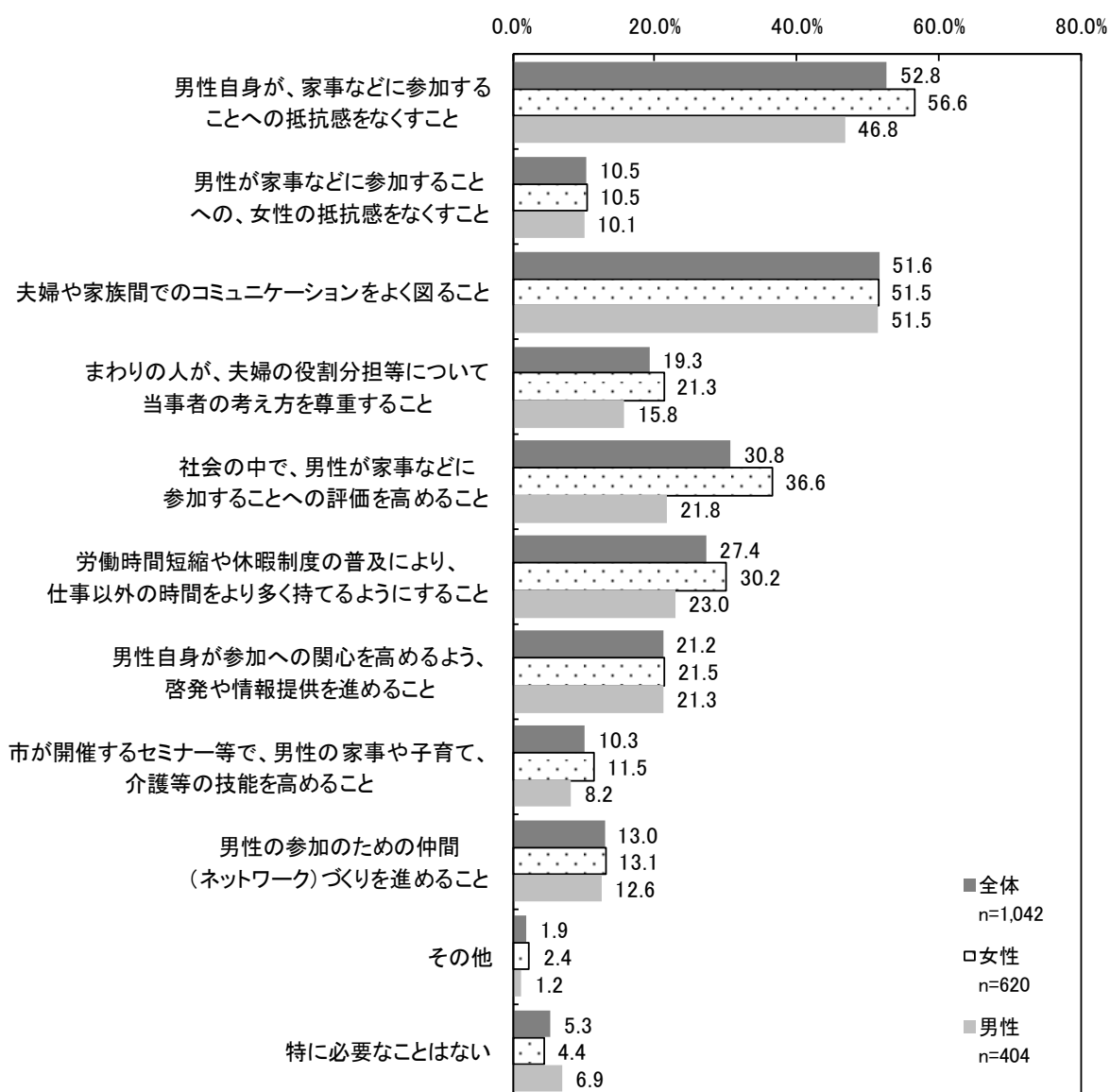
このようなことから、男女が協力して子育てを担えるように意識啓発に取り組むとともに、育児支援事業を推進します。

【育児、子どものしつけの役割分担】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に参加していくために必要なこと】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
33	市主催行事における託児サービスの推進	育児中の参加者の利便性を図るため、託児サービスを市主催行事に設定するよう、関係各課に要請し、推進します。	人権啓発課
34	保育所における多様な保育の実施	働き方の多様化などに伴い、アンケート調査などを利用してニーズを把握し、それぞれの保育需要に応じて、延長保育・病後児保育など多様な保育の充足を図ります。	こども福祉課
35	放課後児童クラブ（学童保育）の拡充	育児と仕事を両立できるように、放課後児童クラブ（学童保育）を拡充するとともに、障がい児の受入体制を確立します。	こども福祉課

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
36	ファミリーサポートセンター事業の充実	ファミリーサポートセンター業務について、広く周知するとともに、共働き家庭などの子育て支援を充実します。また、緊急サポートセンター事業も取り込んだ形で拡充します。	こども福祉課
37	子育てひろば育児支援	就学前の乳幼児と保護者が集い、交流・育児情報交換、仲間づくりの場を提供することで、育児不安の解消を図り、育児支援を行うことを目的に、社会福祉協議会に委託し、「子育てひろば」として実施します。	こども福祉課
38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導	健診や育児相談、訪問指導などを実施し、年齢に応じた育児情報の提供を行い、親がゆとりをもって子育てできるよう支援します。保護者が安心して子育てできるよう、健診などでの個別相談を充実します。	健康づくり推進課
39	ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援	ひとり親（母子・父子）家庭の自立を目標に、児童扶養手当支給・医療費助成など経済的な支援を行います。また、広報やホームページなどを利用し、生活福祉資金貸付制度を周知するとともに、母子自立支援員を中心に、就職の斡旋・技能の習得を支援します。	こども福祉課
40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て支援センター・保育所・保健センターの各施設において、子育てに関する情報提供と相談に対応します。	こども福祉課 児童福祉センター

施策の基本方向3 男女の仕事と生活の調和

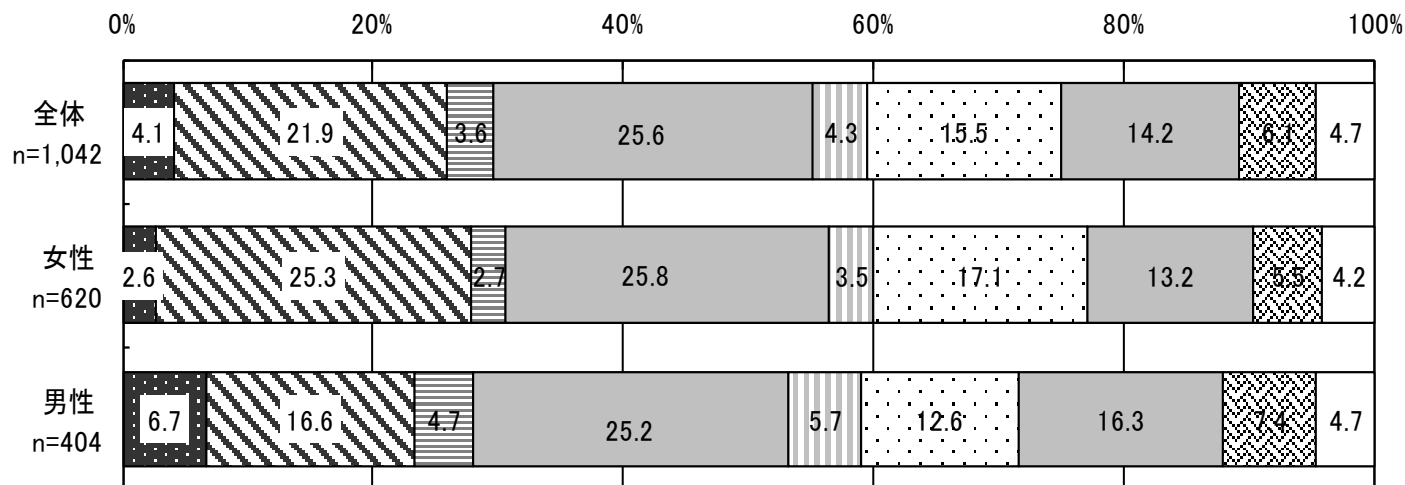
現状と課題

市民意識調査によれば、仕事、家庭生活、地域、個人の生活の両立に関する希望としては、「仕事と家庭生活をともに優先したい」（25.6％）が最も多く、次いで「家庭生活を優先したい」（21.9％）、「家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」（15.5％）、「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい」（14.2％）となっております。

また、介護・育児休業制度の取得状況は、男性 4.1％、女性 17.4％となっており、事業所などへの啓発と市民の意識改革が必要と考えます。

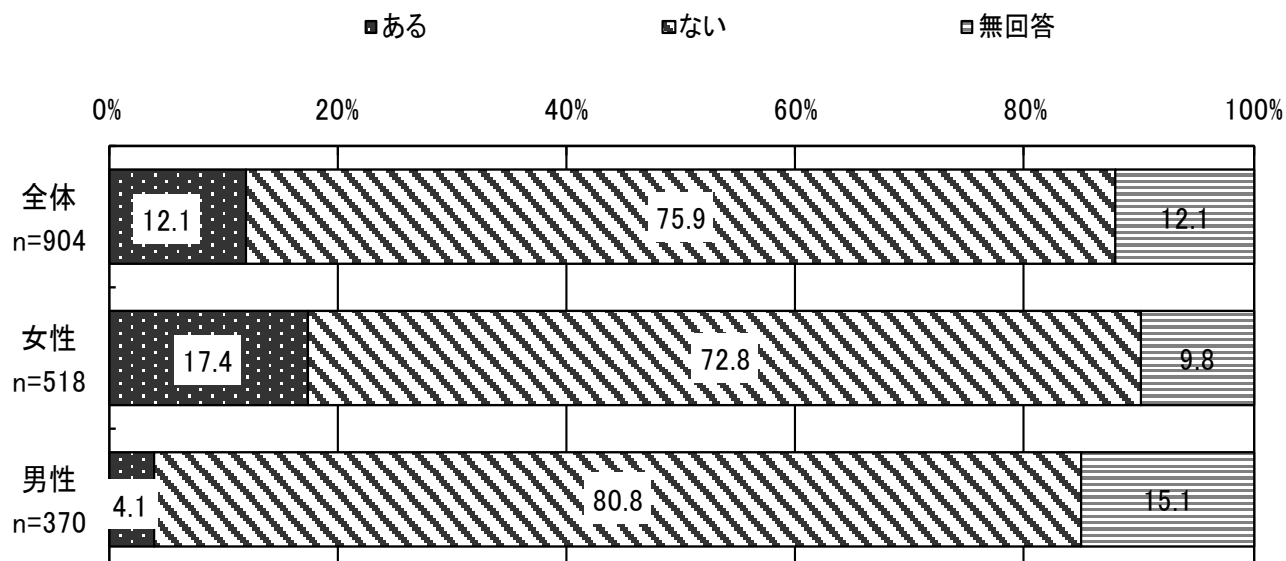
【仕事、家庭生活、地域、個人の生活の両立に関する希望】

- 「仕事」を優先したい
- 「家庭生活」を優先したい
- 「地域・個人の生活」を優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- わからない
- 無回答



資料：平成 27 年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【介護・育児休業制度などの取得状況】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
41	育児・介護休業法の事業所への周知	市内事業所の会合、宇城市企業クラブ研修会などの機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めるとともに、育児・介護休業法に関するリーフレットや広報及びホームページなどで周知し、理解を図ります。	商工観光課
42	男性のための料理教室	男性も自らの健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるよう、食生活改善推進員などと協力をしながら、自立支援と生活習慣病の予防を目的に、男性対象の料理講習を実施します。	健康づくり推進課

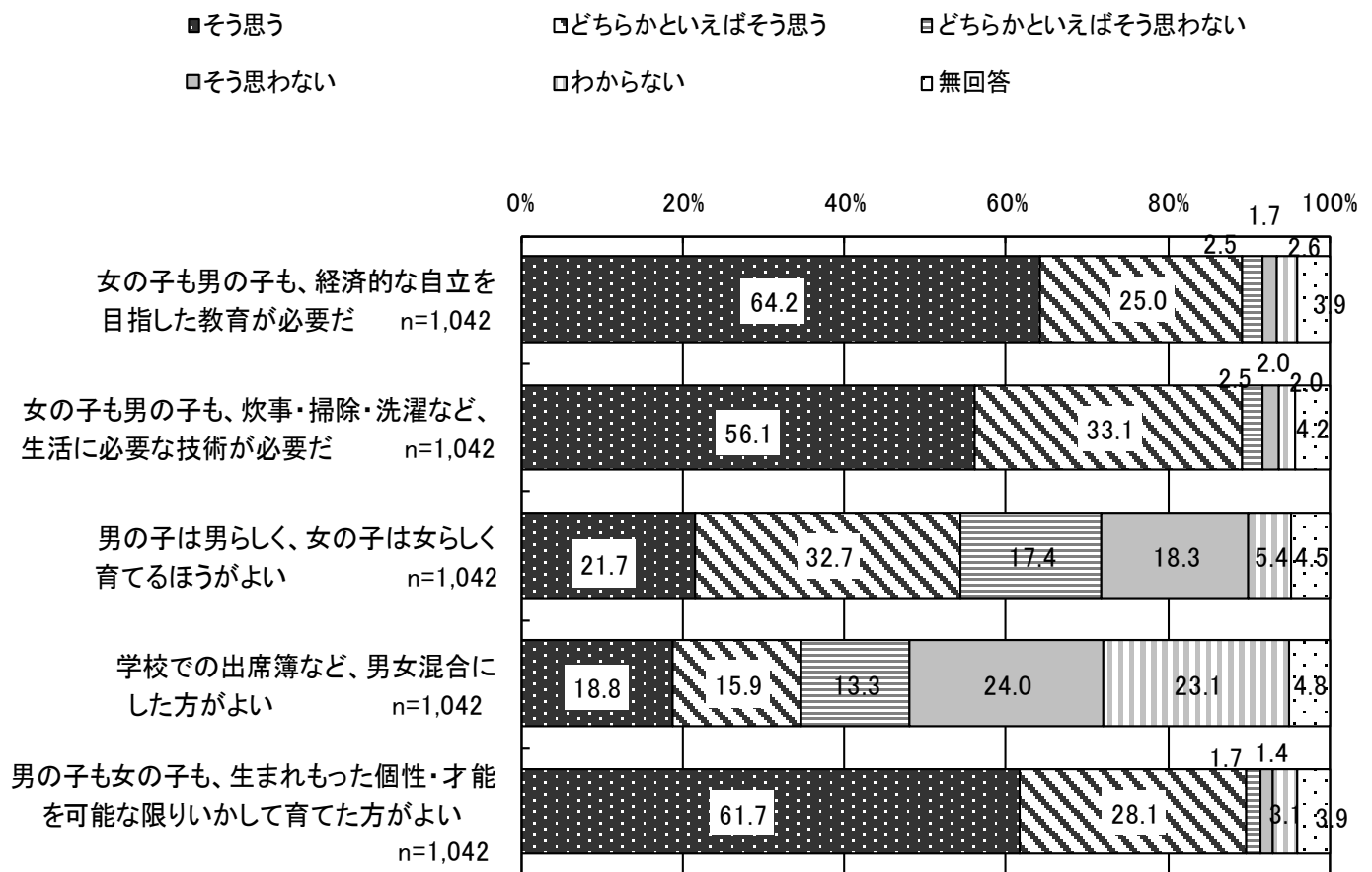
施策の基本方向4 男女共同参画に関する教育・学習の充実

現状と課題

市民意識調査によれば、子どものしつけや教育に対する意識について、「女の子も男の子も、経済的な自立を目指した教育が必要」、「女の子も男の子も、炊事・掃除・洗濯など生活に必要な技術が必要」、「男の子も女の子も、生まれ持った個性・才能を可能な限りいかして育てた方がよい」に関しては8割以上が『そう思う』（「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」）となっています。「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てる方がよい」については『そう思う』が54.4%を占めていますが、『そう思わない』も35.7%となっており、生活に伴う技術や教育は男女ともに必要ですが、男らしさや女らしさを否定する人は少ない傾向がみられます。

今後も継続して教育現場の従事者や保護者への意識啓発、そして地域の人々すべてが子どもを育む立場にあるとの考え方から、男女平等を始めとして生きる力を育み、地域の教育力を高めていくため、事業を進めていきます。

【子どものしつけや教育に対する意識】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
43	男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育を推進できるよう、校内研修などを通して教職員間の相互理解を図り、教育の中で積極的に男女共同参画意識を高める機会を設けます。	教育総務課
44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進	教職員や保護者が校内研修や地区懇談会を通して、自らの固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画意識を高める取り組みを行います。	教育総務課
45	小中学校での人権学習への支援	小中学校で行われる人権学習の授業へ要望により宇城市地域人権教育指導員の講師派遣や人権DVDの貸与などで学校での人権学習への支援を行います。	生涯学習課

重点目標Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進

施策の基本方向1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保

現状と課題

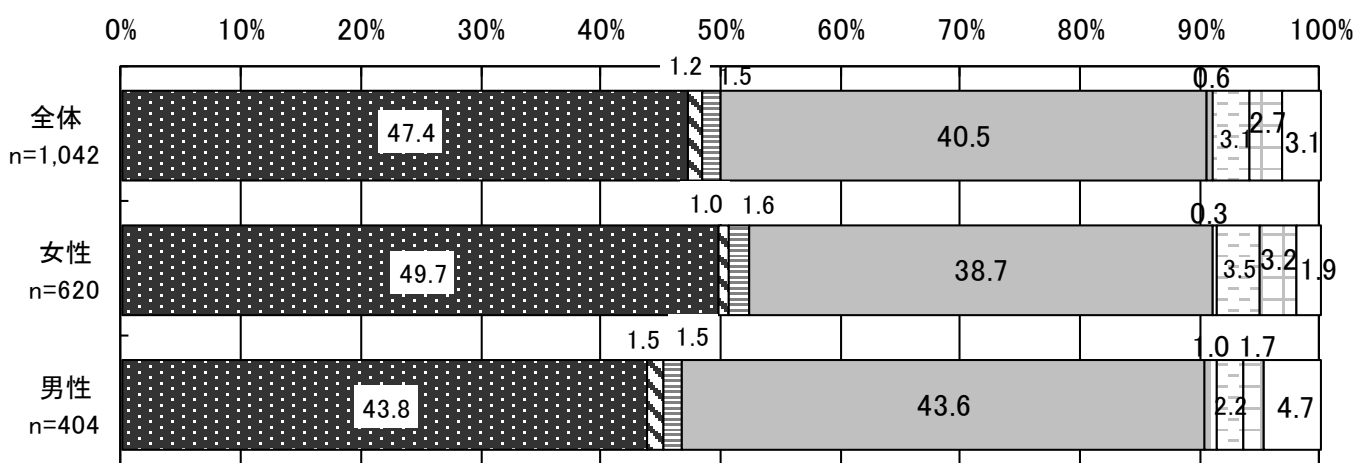
市民意識調査によれば、女性が職業を持つことについては「経済的自立のため、継続して仕事をもっている方がよい」（47.4%）とする考え方と、「子どもができたらず仕事をいったん中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい」（40.5%）とする考え方が拮抗しています。

その一方で、女性が仕事をする上での問題点としては、「育児休業・介護休業制度が十分整備されていない」、「制度を取りにくい雰囲気がある」が多く、特に女性で「取りにくい雰囲気がある」が男性を上回っています。このことは、育児休業・介護休業の取得経験が女性で17.4%、男性で4.1%（P.25 参照）と低いことからもうかがえます。

男女の平等な雇用機会の創出に向けては、職場環境の改善について事業所などへの啓発を行うとともに、男女がともに対等な立場で就労できる環境の整備を進めていきます。

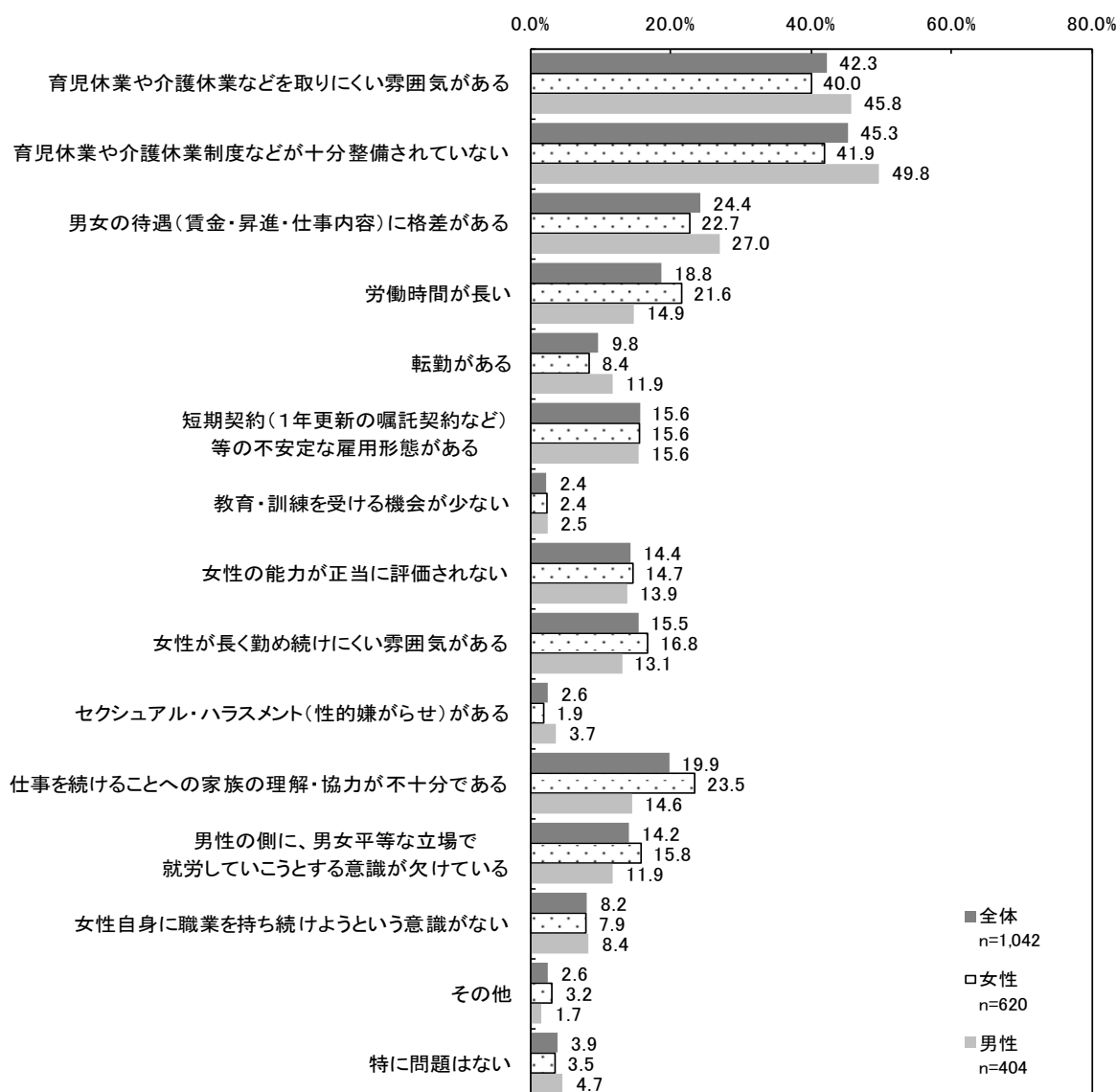
【女性が仕事を持つことについて】

- 経済的自立のため、ずっと職業をもっている方がよい
- 結婚するまでは職業をもち、あとはもたない方がよい
- 子どもができるまで職業をもち、あとはもたない方がよい
- 子どもができたらず仕事を中断し、子どもに手がかからなくなって再びもつ方がよい
- 女性は職業をもたない方がよい
- その他
- わからない
- 無回答



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

【女性が仕事をもち続けるうえでの問題】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
46	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	市内事業所に対し、研修会や出前講座、広報・ポスターなどを利用して、男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知と職場での男女共同参画推進の理解を図ります。	商工観光課 人権啓発課
47	男女共同参画推進事業者の表彰	男女共同参画の視点から、優良な取り組みを行う企業を表彰するとともに、企業の取り組みを紹介します。	人権啓発課
48	企業へのハラスメント防止のための啓発	市内事業所の会合などの機会を捉え、ハラスメント防止への理解を深め、事業所の従業員を対象にハラスメント研修を実施します。	商工観光課 人権啓発課

施策の基本方向2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進

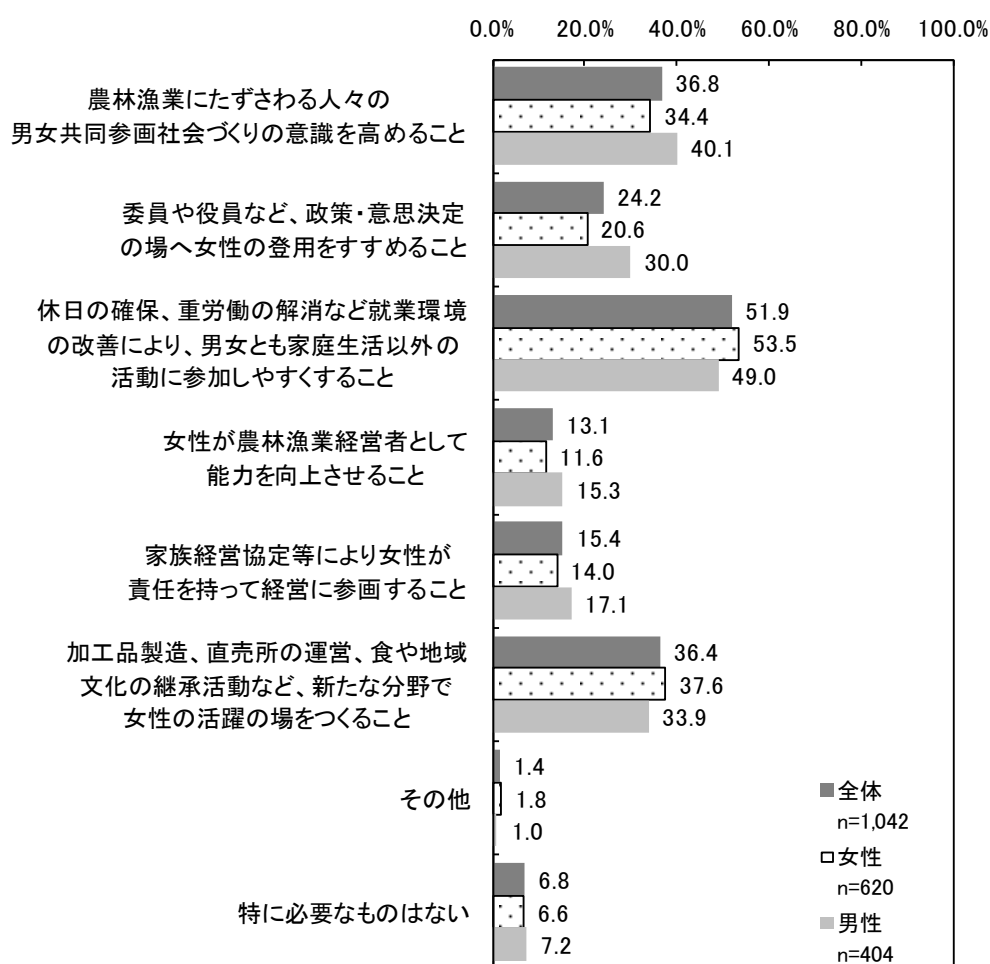
現状と課題

商工業・農林水産業などの自営業では、女性は重要な担い手であるにもかかわらず、その働きが正しく評価されず、無償労働や事業の経営に参画できないなどの状況が見受けられます。

市民意識調査によれば、農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこととしては、「休日の確保、重労働の解消など就業環境の改善により、男女とも家庭生活以外の活動に参加しやすくすること」(51.9%)が半数以上を占めています。

市民が男女共同参画に対する理解を深め、特に男性中心の差別的な慣習・慣行を見直し、女性の労働が正当に認められ、継続して働くことのできる制度を確立するとともに、男性の意識についても改善していくための啓発を進めます。

【農林水産業の分野で男女共同参画を進めていくために必要なこと】



資料：平成27年度 宇城市男女共同参画市民意識調査

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
49	商工業・農林水産業における女性の登用促進	施策方針・決定の場へ女性の参画を推進するため、商工関係団体や農林水産関係団体などへの女性の積極的な登用を図ります。	農政課 商工観光課 農業委員会
50	家族経営協定	女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、農休日の確保や報酬などの就業条件を整備した家族経営協定の締結を推進することで、女性の共同経営者としての地位を確立し、社会参画を支援します。また、各認定農業者組織でメリット（意義）をPRし、締結戸数を拡充するとともに、5年毎の更新時において女性の地位向上に向けた、家族経営協定の意義などを説明し締結に向けた取り組みを支援します。	農政課
51	女性農業者への支援	女性農業者の地位向上・能力の活用に向けて、農業団体、女性組織などとの連携による推進体制を強化するとともに、農業経営者としての自覚や、経営活動への一層の参画促進のために、女性認定農業者の拡大を図ります。また、地産地消の取り組みとして、起業化（農産加工・直売など）への支援を行うとともに、農産物の付加価値を高めるような1.5次産業や6次産業をめざすような女性の組織・グループを参集し、協議会などを設立する取り組みに拡大していきます。また、商業との連携により販売までを視野にいた商品開発をめざします。	農政課

重点目標Ⅴ 住民が安心して生活できる環境づくり

施策の基本方向1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進

現状と課題

宇城市の男女共同参画計画においては、男女共同参画社会の推進のもと、やさしく住みよいまちづくりを掲げています。特に平成28年熊本地震により、防災に対する市民の意識はますます高まっており、中でも女性の視点からでの防災対策は必須項目となっています。

これにより、有事の際の避難場所や対応窓口等の管理・運営にあたっては、女性が十分に配置されるように推進体制づくりに努めます。また、男女共同参画の視点に立った男女のニーズの違いなど、さまざまな悩みに対しての情報提供や、相談体制の支援も行います。

一方で、性別に限らず住民が安心して子育てができる地域、安心して学校や勤めに行くことができる地域、安心して年を重ねることができる地域づくりは男女共同参画社会においても重要な視点と考えます。

本計画においては、防災や防犯を始めとしたさまざまな分野における男女共同参画を進めるため、啓発を実施していきます。

●このような現状と課題をふまえ、以下のとおり具体的施策に取り組みます。

NO	具体的施策	取り組み内容	担当課
52	市民の防災意識の向上	市民の防災意識向上のため、地域の消防団との連携を充実し、男女がともに参画した広報活動や防災啓発を推進します。また、地域との協力体制の中で、女性消防団員の特色を生かした活動を検討するとともに、女性部による車両広報活動や女性消防団員による救急救命訓練などを行います。加えて、宇城市消防団広報紙に女性部の活動を掲載し、加入促進を図ります。	危機管理課 各支所総合窓口課
53	防犯灯整備事業	防犯灯を整備（修繕・新設）することにより、市内での犯罪防止を図ります。また、囑託員と連携をとりながら、新設・修繕の申請、その他防犯灯に関する情報提供があった場合、現地確認を行い犯罪防止に努めます。	危機管理課 各支所総合窓口課
54	巡回パトロール	毎月1回、登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行い、防犯啓発に努めます。	危機管理課 各支所総合窓口課
55	防災・復興における男女共同参画の視点に立った検証	平成28年熊本地震は、妊婦や子ども、高齢者、障がい者など様々な状況におかれた人への支援の課題を改めて認識する契機となりました。その課題を今後の防災・復興に活かしていくため、男女共同参画の視点から検証します。	人権啓発課

参考資料

1 男女共同参画社会基本法 平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共

団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法(平成 9 年法律第 7 号)は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

- (1) 略
- (2) 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

【以下省略】

2 熊本県男女共同参画推進条例 平成 14 年 4 月 1 日施行

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 14 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第 15 条—第 24 条）

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会（第 25 条—第 27 条）

第 4 章 雑則（第 28 条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民 1 人 1 人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

（県、県民、事業者及び市町村の協働）

第 8 条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

（県の責務）

第 9 条 県は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に

配慮しなければならない。

（県民の責務）

第 10 条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 11 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第 12 条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

（男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止）

第 13 条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- （2） 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

（公衆に表示する情報における表現への配慮）

第 14 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

（男女共同参画計画の策定等）

第 15 条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - （2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第 16 条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

（職業生活と家庭生活等との両立の促進）

第 17 条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

（農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進）

第 18 条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（県の附属機関の委員の選任における配慮等）

第 19 条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選任に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（調査研究）

第 20 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第 21 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第 22 条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

（苦情の処理等）

- 第 23 条** 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。
- 2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第 13 条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。
- 3 知事は、第 1 項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、第 2 項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

（年次報告）

- 第 24 条** 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 熊本県男女共同参画審議会**（審議会の設置）**

- 第 25 条** 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- （1） 男女共同参画計画の策定に関する事項
 - （2） 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項
 - （3） 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - （4） 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

- 第 26 条** 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（専門部会）

- 第 27 条** 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第 4 章 雑則**（雑則）**

- 第 28 条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 15 条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

3 宇城市男女共同参画推進条例 平成 19 年 10 月 1 日施行

目次

- 前 文
- 第 1 章
- 第 2 章
- 第 3 章
- 第 4 章
- 附 則

【前文】

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題とされている。

本市においては、男女共同参画を市行政の重要施策と位置付け、パートナーシップをテーマとした啓発事業や行動計画策定などさまざまな取組を進めてきた。しかしながら、男女の固定的な性別役割分担の意識は依然として存在しており、本市が目指す将来都市像「未来に輝くフロンティアシティ・宇城」の実現には、まだ多くの課題が残されている。

このような状況にかんがみ、本市が将来にわたり発展していくためには、市民一人一人が男女共同参画社会の必要性を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが必要である。

そこで、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、“女(ひと)と男(ひと)で築く、やさしく住みよいまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

総 則

第 1 章

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に居住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的、経済的又は社会的等の苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、地域及び職場における活動その他の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
- (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
- (7) 市、市民及び事業者の協働 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働により行われること。

(実現すべき姿)

第 4 条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるも

のとする。

(1) 家庭において実現すべき姿

- ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われ、職場や地域など社会における活動と両立できる家庭
- イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
- ウ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族がお互いの人権を尊重し合う家庭

(2) 職場において実現すべき姿

- ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できる職場
- イ 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、ゆとりをもって家庭生活と職業生活が両立できる職場
- ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場

(3) 学校において実現すべき姿

- ア 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進され、進学や就職に関し性別にとらわれることなく、多様な選択ができるような進路指導が行われる学校
- イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
- ウ 教職員等の研修が実施され、男女共同参画社会の形成が促進される学校
- エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校

(4) 地域社会において実現すべき姿

- ア 性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
- イ 男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かに安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第 5 条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第 6 条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図り、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 7 条 その事業活動を行うに当たっては、事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努め、男女が対等に事業活動に参画する機会を確保するとともに、その事業に従事する者の職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第 8 条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第 9 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第 10 条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

- 2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 11 条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第 12 条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(商工業、農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第 13 条 市は、商工業、農林水産業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（市の附属機関等における積極的改善措置）

第 14 条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないよう配慮し、男女が共に政策や方針の立案及び決定に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（調査研究）

第 15 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第 16 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第 17 条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施する市民及び団体の活動を支援するための拠点施設の設置等必要な措置に努めるものとする。

（男女共同参画週間）

第 18 条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、宇城市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、国の男女共同参画週間に合わせ 6 月 23 日から 1 週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（苦情の処理等）

第 19 条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情又は相談の申出があった場合は、その処理のため必要があると認めるときは、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（年次報告）

第 20 条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、公表するものとする。

第 3 章 宇城市男女共同参画審議会

（設置）

第 21 条 男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査審議するため、宇城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（所掌事務）

第 22 条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 第 10 条に規定する男女共同参画計画策定等に関する事項
- (2) 第 19 条の苦情等の対応に関する事項
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項

（組織等）

第 23 条 審議会は、委員 15 人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者及びその他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 24 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会）

第 25 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（専門部会）

第 26 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(庶務)

第 27 条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

雑 則

第 4 章

(委任)

第 28 条 市長がこの条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

4 宇城市審議会等の設置等に関する指針 平成27年4月1日施行

（趣旨）

第1条 この指針は、法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがある場合を除き、審議会等の設置等に関する基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この指針において「審議会等」とは、法令の規定により設置された附属機関及び市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等をいう。

（審議会等の設置）

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 行政の簡素化・効率化及び行政責任の明確化の観点から、真に必要な場合に設置すること。
- (2) 審議会等の委員の数は20人以内とすること。ただし、法令に定めがある場合その他特別な事情がある場合を除く。
- (3) 設置目的の達成時期が明らかであるものについては、設置条例等に廃止期日を明示すること。

（審議会等の委員の選任）

第4条 審議会等の委員を選任するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 職員を委員に選任しないこと。ただし、法令に定めがある場合又は審議会等の性質等に照らしやむを得ない場合を除く。
 - (2) 同一人物を10以上の審議会等の委員に選任しないこと。
 - (3) 委員を関係団体から選任する場合は、当該団体の長に限らず、広く構成員の中から選任できるよう関係団体と協議を行うこと。
 - (4) 一の審議会等の委員に同一人物を8年を超えて継続して選任しないこと。ただし、任期の途中において達する場合を除く。
 - (5) 法令で選任される委員の職が既定されている場合を除き、審議会等の委員における男女それぞれの数が概ね同数となるようあらかじめ人権啓発課長に意見を聞くこと。
- 2 審議会等の委員の一部を公募するに当たっては、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 審議会等の設置目的、募集人員、任期、応募資格、選考方法、問合せ先等を明らかにした上で、広報紙、市ホームページ等を通じて広く市民に周知することにより行うこと。
 - (2) 選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、その内容について、公正な選考を行うこと。
 - (3) 審議会等の所管課は、公募による委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知すること。
- 3 委員に選任しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。
- (1) 審議会等の審議、調査等の内容に密接な関連を有する団体の代表者又はこれに準すると認められる者であって、実質的な審議、調査等を行う上で欠くことのできないとき。
 - (2) 審議会等の審議、調査等の内容に不可欠かつ卓越した専門的知識又は経験を有していること等により、他の者に替えることができないとき。
- 4 所管課長等は、委員に選任しようとする者の他の審議会等委員への選任状況について、総務課長に確認するものとする。
- 5 所管課長等は、委員の選任又は改選を行った場合は、総務課長に報告するものとする。

（その他）

第5条 この指針に定めるもののほか、審議会等の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

5 審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン 平成27年5月

1 目的

このガイドラインは、宇城市男女共同参画計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とする。

2 対象

このガイドラインにおいて、「審議会等」とは、宇城市審議会等の設置等に関する指針第2条に掲げるものをいう。

3 目標

審議会等委員における女性委員の割合を30%以上とする。

4 人権啓発課長への事前協議

- (1) 所管課長は、審議会等委員の委嘱等を行おうとする日から起算して2ヶ月前までに、女性委員の登用につき、人権啓発課長に事前協議の申出をするものとする。この場合において、事前協議の申出は、「審議会等委員への女性の登用促進に係る事前協議書」（様式第1号）により行うものとする。
- (2) (1)の申出があった場合、人権啓発課長は、所管課長に対し、女性の人材に関する情報の提供や助言を行うものとする。
- (3) 所管課長は、(2)の情報及び助言を参考にして、審議会等委員にできるだけ女性を登用するよう努めるものとする。
- (4) 所管課長は、審議会等委員を選任したときは、速やかに人権啓発課長に「審議会等委員への女性の登用促進に係る報告書」（様式第2号）を提出するものとする。
- (5) このガイドラインに基づく事前協議を経た場合においては、所管課長は、審議会等委員の選任の同いに「人権啓発課長事前協議済み」と記載し、事前協議書の写しを添付するものとする。

5 取り組みの方向性について

所管課長は、女性の登用が進まない原因に応じて、それぞれ次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

- (1) 特定の役職に就いていることを委員就任の要件としていることが要因である場合

団体又は機関の長、役員等に女性が少ない現状では、長、役員等の特定の役職を指定することは、事実上女性の登用促進を妨げる結果となることから、委員構成、職、定数の見直し等、女性の登用の余地のある他の方法に改めること。
- (2) 推薦団体から女性が推薦されないことが要因である場合

ア 団体推薦の対象としている関係団体に対し、団体の長や役員といった役職に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう要請すること。

イ 長、役員等に限定した推薦依頼は、極力避けること。

ウ 女性の構成員が少ない、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合は、推薦団体に女性の多い団体を加えるなど、女性が推薦されやすい工夫をすること。
- (3) 必要とする職種又は専門分野に女性が少ないために女性の登用が進まない場合

ア 特定の職種、専門的分野からの選任が必要なものについては、狭義の専門領域に限定せず、関連領域にまで広げるとともに、肩書きや特定の職種にこだわらず、広く人材を求めるようにすること。

イ 委員の区分を学識経験者に限定せず、審議に生活者、消費者等の視点を取り入れていくという観点から、従来の委員の区分に生活者、消費者等の区分を設けるなど、女性が登用されやすい条件づくりを行うこと。

ウ 前任委員から女性の適任者の推薦を受けたり、関係者に女性の候補者について問い合わせる等、常に女性の専門家を見出すよう努めること。
- (4) やむを得ない事由により、前各号の取り組みを行うことが困難な場合においては、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性を登用するための工夫を行うものとする。

6 女性人材リストの整備及び提供

人権啓発課長は、審議会等委員への女性の登用促進を図るため、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストとして整備するとともに、所管課長の求めに応じ、提供するものとする。

6 年表

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
1975年 (昭和50年)	国際婦人年(目標・平等・発展・平和) 国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議) (メキシコシティ) ⇒「世界行動計画」採択	総理府(現・内閣府)に「婦人問題企画推進本部」設置		
国連婦人の10年 (1976年～1985年)	1976年 (昭和51年)	「国際婦人の10年」始まる(1985年まで) ILO(国際労働機関)事務局に婦人労働問題担当室設置	「民法等の一部を改正する法律」施行(離婚復氏制度) 「女子教育職員、看護婦、保母等の育児休業に関する法律」施行	
	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 「国立婦人教育会館」設置	商工労働水産部労政課に婦人行政担当窓口設置
	1978年 (昭和53年)			
	1979年 (昭和54年)	第34回国連総会 ⇒「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択		
	1980年 (昭和55年)	第2回世界女性会議(コペンハーゲン) ⇒女子差別撤廃条約署名式	「女子差別撤廃条約」署名	県議会が「国に対し「婦人の権利を確立するための意見書」を提出 「県婦人問題行政推進会議」設置
	1981年 (昭和56年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の相続分引き上げ等)	婦人行政担当窓口が労政課から福祉生活部消費生活課に移管 消費生活課を生活婦人課に改組 「県婦人問題懇話会」設置
	1982年 (昭和57年)		「母子福祉法の一部を改正する法律」施行(寡婦も母子家庭に準じた扱い等)	市町村に対し婦人行政担当窓口の設置を要望 生活婦人科を交通安全青少年生活婦人総室に改組
	1983年 (昭和58年)			「県婦人問題基本計画」策定 市町村に対し審議会等委員への婦人の登用を呼びかけ 「市町村婦人問題担当課長会議」開催 「婦人問題シンポジウム」開催 県婦人海外派遣事業「婦人のつばさ」実施
	1984年 (昭和59年)		アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催	福祉生活部県民生活総室に「婦人生活係」を新設
1985年 (昭和60年)	第3回世界女性会議(ナイロビ) ⇒「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択	「父母両系主義の立場をとる改正国籍法」施行 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准 生活保護基準額の男女差解消 女性の年金権確立(国民年金法の改正)	「県婦人問題懇話会」が審議会等委員への婦人の登用について知事へ初提言 国連婦人の十年最終記念事業「くまもと婦人フォーラム」開催	
1986年 (昭和61年)		「男女雇用機会均等法」施行 「国民年金等法の一部を改正する法律」施行(女性の年金権の確立)	「女性のための実施計画書」策定	
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画」策定	県民生活総室婦人係となる	
1988年 (昭和63年)		「労働基準法」一部改正(労働時間短縮等)	「県婦人問題懇話会」が女性の登用等について知事へ提言 福祉生活部県民生活総室に「婦人対策室」を設置	
1989年 (平成元年)		「新学習指導要領」公示 (技術・家庭の男女共通履修等)	女性地域リーダー育成事業実施	
1990年 (平成2年)	国連経済社会理事会 ⇒「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「くまもと女性の日」(毎年3月10日)制定	
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新しい国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業等に関する法律」公布		
1992年 (平成4年)		「育児休業等に関する法律」施行		

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
1993年 (平成5年)	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」施行 中学校で技術・家庭科が男女必須になる	婦人対策室を「女性行政室」に名称変更 「県男女でつくる活き活き社会推進懇話会」意見を知事に報告	
1994年 (平成6年)	国際人口・開発会議(カイロ)	総理府に「男女共同参画室」「男女共同参画推進本部」「男女共同参画審議会」設置 高校で技術・家庭科が男女必須になる	男女共同参画社会形成のための総合指針「ハーモニープランくまもと」を策定 男女共生ネットワーク事業実施	
1995年 (平成7年)	第4回世界女性会議(北京) ⇒「北京宣言」及び「行動綱領」採択	「育児休業法」改正 ⇒「育児・介護休業法」に「介護休業制度の法制化」 「ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び均等に関する条約)」批准	「県農産漁村女性ビジョン」策定	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女行動参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	県民生活総室が福祉生活部から環境生活部に移行	
1998年 (平成10年)				
1999年 (平成11年)		「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「男女雇用機会均等法」改正 「育児・介護休業法」全面施行	県庁各所属セクシュアル・ハラスメント相談員を設置	
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ⇒「政治宣言」及び「成果文書」採択	「男女共同参画基本計画」策定 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布 「介護保険法」施行	「熊本県男女共同参画白書」発行 女性行政室を「男女共同参画室」に名称変更 課内室だった男女共同参画室が独立し、「男女共同参画課」設置	
2001年 (平成13年)		内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・一部施行 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」策定	「熊本県男女共同参画計画(ハーモニープランくまもと21)」策定 「熊本県農産漁村男女共同参画推進プラン」策定 内閣府と共催で「男女共同参画フォーラム」開催 「審議会等委員への女性の登用推進に関する要項」策定 「熊本県男女共同参画推進条例」制定 県で初めて「男女共同参画審議会」委員の公募を実施	
2002年 (平成14年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」全面施行	「熊本県男女共同参画推進条例」施行 男女共同参画センター開設 「熊本県男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画社会づくりに関する県の施策に対する苦情処理制度」開始 「男女共同参画地域ネットワークモデル事業」開始	
2003年 (平成15年)		少子化対策基本法」公布、施行 「次世代育成支援対策推進法」公布・一部施行	組織改編に伴い、男女共同参画課から男女共同参画・パートナーシップ推進課へ DV対策事業及び婦人保護事業が児童家庭課より移管 女性の心のケア事業開始	
2004年 (平成16年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 (保護命令の拡充等) 「育児・介護休業法」改正 (休業制度の拡充等)		
2005年 (平成17年)	第49回 国連婦人の地位委員会(北京+10)(ニューヨーク)	「男女共同参画計画(第2次)」策定 「次世代育成支援対策推進法」全面施行 「改正育児・介護休業法」施行	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	合併により宇城市誕生 宇城市男女共同参画市民意識調査実施

年代	世界	日本	熊本県	宇城市
2006年 (平成18年)		「男女雇用機会均等法」改正	組織改革に伴い、男女共同参画所管組織が環境衛生部から総務部に変更 熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくもと21」(第2次)策定	第1次宇城市男女共同参画計画策定
2007年 (平成19年)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」改正 「女性の再チャレンジ支援事業」閣議決定 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		宇城市男女共同参画推進条例施行 宇城市男女共同参画審議会設置 「男女共同参画都市」宣言 宇城市男女共同参画推進懇話会を宇城市男女共同参画社会推進委員会と名称変更
2008年 (平成20年)		「次世代育成支援対策推進法」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定(12月)	
2009年 (平成21年)		男女共同参画シンボルマーク決定		
2010年 (平成22年)	国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFPN)会合仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び「仕事と生活の調和推進のための鼓動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		宇城市男女共同参画市民意識調査実施
2011年 (平成23年)	UN Women正式発足		熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくもと21」(第3次)策定	第2次宇城市男女共同参画計画策定
2012年 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画の策定	女性総合支援事業開始	
2013年 (平成25年)		若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(平成26年1月施行) 「日本再興戦略」平成25年6月14日閣議決定の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる		
2014年 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「日本再興戦略」改定2014(平成26年6月24日閣議決定)「『に女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW! Tokyo2014)開催	熊本県女性の社会参画加速化会議発足(8月7日) 「熊本県女性経営参画塾」開始 熊本県女性起業支援事業開始	
2015年 (平成27年)	国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) 第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択	「女性活躍加速野ための重点方針2015」策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布	熊本県女性の社会参画加速化戦略策定(2月)	「宇城市審議会等の設置等に関する指針」施行 「審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン」策定 宇城市男女共同参画市民意識調査実施
2016年 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行		第3次宇城市男女共同参画計画策定

7 近年における宇城市の主な事業実績

■平成23年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	・宇城市男女共同参画年次報告について ・第2次男女共同参画事業計画(案)について	年2回開催 10/31、2/29
男女共同参画社会推進委員会	①定例会及び自主勉強会を開催した。 ②市との共催で「パートナーシップ・フェスティバル」の準備・運営に当たった。またオープニングでは、寸劇を演じ、市民へ啓発した。 ③第2次男女共同参画事業計画策定のため、推進委員から5人で構成される策定委員で計画(案)について検討した。 ④「女性登用等に関する要望書」を、市長および市議会議長へ提出する。	①会議5回開催6/27、8/22、9/10、12/5(自主)、2月 ②寸劇練習7回開催7/5・12・25、8/4・10・29、9/9 ③8/5、10/7 ④3月提出
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の29人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画や事業計画、第2次男女共同参画事業計画、フェスティバルについて検討をした。	年3回開催 5/26、10/18、1/26
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から1人の45人から成り立っている。男女共同参画計画にある各課の具体的施策の進捗状況、第2次男女共同参画事業計画(案)を報告した。	年2回開催 5/19、1/17
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 ・寸劇「和子さんの冒険」 ・基調講演「男と女……人と人をつくる家庭と社会」 講師：九州ルーテル学院大学 教授 潮谷愛一さん ・男女共同参画推進事業者表彰及び事例発表 受賞者：社会福祉法人「水光会」	9/10…約200人 ○アンケート 回収数129枚 回答率64.5% ○プログラム構成 ・非常に良い32.7% ・良い51.0% ・普通14.5% ○基調講演 ・非常に良い73.6% ・良い25.6% ・普通0.8%
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、市民向け講座を開催した。 ①オトコの料理教室(第1弾) ②笑いヨガ(第2弾)	①8/22 16人 ②10/8 29人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①社会福祉協議会に出前講座 ②三角町老人クラブ連合会に出前講座	①11/29…55人 ②2/7…約250人
市職員研修	職員を対象に男女共同参画研修を開催	2/21
男女共同参画推進事業者表彰	広報うきと市ホームページで公募し、社会福祉法人「水光会」が受賞。パートナーシップ・フェスティバルにおいて表彰し、会社の取り組みを発表してもらった。また、取り組み内容については、広報うきで紹介し、企業のPRに努めると共に、企業の男女共同参画の推進を図った。	表彰式9/10 広報うき12月号で取り組み紹介
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載
男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、市役所本庁ロビーと今年度からウィング松橋で、主に、市における男女共同参画事業などをパネルで展示すると共に、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。	市での実施期間 6/16～6/29(14日間)
第2次男女共同参画事業計画	5年前に策定した、第1次男女共同参画計画を今年度見直し、第2次男女共同参画計画を策定。	

■平成24年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	・宇城市男女共同参画年次報告について ・25年度男女共同参画事業計画(案)について	年2回開催 5/30、3/22
男女共同参画社会推進委員会	①定例会及び自主勉強会を開催した。 ②「パートナーシップ・フェスティバル」は市との共催。会議ではテーマを決定し、講師選定など運営に参画し、内容を検討した。男女共同参画社会づくりのイベントとして広く市民へ啓発した。 ③「女性登用等に関する要望書」を、市長および市議会議長へ提出する。	①②会議9回開催 5/9 6/11 (自主) 7/11 (自主) 8/20 9/7 (自主) 9/8 10/3 (自主) 12/6 (自主) 3/7 ③3月22日 会長・副会長3人
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の29人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画進捗状況や事業計画、フェスティバルについて検討をした。	年2回開催 5/23、2/13
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から1人の45人から成り立っている。 2月6日の会議は、豊野町コミュニティーセンターで開催し、男女共同参画計画にある各課の具体的施策の進捗状況及び「ワールド・カフェ」方式で、「女性登用率について」の意見交換を行った。	年2回開催 5/20、2/6
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 会場：ウイングまつばせ 文化ホール ・オープニング 朗読「千の風になって」 地域おこしグループ「あここの樹の会」 ・基調講演「今、役割を担うことは未来を拓くこと」 講師：潮谷 義子さん (日本社会事業大学理事長) ・5年の歩み男女共同参画パネル展示 ・オブジェ「農を活ける」	9/8…約600人 ○アンケート 回収数413枚 回答率68.8% ○プログラム構成 ・非常に良い29.0% ・良い28% ・普通20.0% ○基調講演 ・非常に良い64.0% ・良い19.0% ・普通4.0%
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、市民向け講座を開催した。 ①夏休み父子そば打ち道場 ②賢いライフプランを作成しよう！「女性のための分かりやすい年金講座」「自分らしいセカンドライフを迎えるために」 ③アロマでリフレッシュ講座	①7/31 5組10人 ②10/5、10/6 2日間 30人 ③3/7 24人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①豊野町コミセン事業開講式 ②宇城市民生委員児童委員連絡協議会 ③三角町高齢者大学合同研修会 ④松橋町老人クラブ連合会総会 ⑤県立松橋東支援学校に出前講座 ⑥グループホーム白梅の里に出前講座 ⑦宇城市社会福祉協議会研修会に出前講座 ⑧豊野町老人クラブ連合会に出前講座 ⑨三角町老人クラブ連合会に出前講座	①5/24 25人 ②5/25 129人 ③7/2 約150人 ④7/19 約300人 ⑤8/8 43人 ⑥9/19 10人 ⑦11/29 56人 ⑧12/5 31人 ⑨3/11 約220人
市職員研修	職員を対象に男女共同参画研修を開催した。 テーマ「ワーク・ライフバランス～働く私の人生設計」講師：広瀬美貴子さん(㈱Fine)	2/13…約100人
男女共同参画推進事業者表彰	企業の男女共同参画の推進を図るため、広報うきと市ホームページで公募し、また企業クラブ加入事業所へも応募を促したが、表彰事業者については、該当がなかった。	表彰事業所：なし
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載
男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、市役所本庁ロビーとウイングまつばせにおいて、男女共同参画全般のパネル、セクハラ防止、DV防止及び宇城市の男女共同参画事業をパネルで展示すると共に、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。 併せて、中央図書館の特設コーナーにも男女共同参画に関する蔵書を設置して啓発を図った。	市での実施期間 6/15～6/29(15日間)

■平成25年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	・宇城市男女共同参画年次報告について ・26年度男女共同参画事業計画(案)について	年1回開催 3/19
男女共同参画社会推進委員会	①定例会議開催 ②自主勉強会を開催した。 「パートナーシップ・フェスティバル」を市と共に主催。会議ではテーマを決定し、講師選定など運営に参画し、内容を検討した。オープニングの寸劇は、脚本・演出・出演と手作りで行い、男女共同参画社会づくりのイベントとして広く市民へ啓発した。 ③「女性登用等に関する要望書」を、市長および市議会議長へ提出する。	①定例会議4回開催 5/13 9/3 9/14 3/10 ②自主勉強会(11回) 6/11、6/28 7/8、7/24 8/5、8/16、 8/22、8/26 9/12、10/15 12/9 ③1月28日(市) 2月10日(議会) 会長・副会長3人
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の23人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画進捗状況や事業計画、フェスティバルについて検討をした。	年2回開催 6/26、2/5
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から1人の44人から成り立っている。宇城市地域人権教育指導員の講話や身元調査に関する照会の応対等の研修を行った。	年2回開催 5/20、1/28
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 会場：小川 ラポート ◎今年度テーマ 『今でしょ！老若男女(みんな)でやろう 子育て 介護』 ○オープニング 啓発劇 宇城市男女共同参画社会推進委員会による 「今でしょ、旬でしょ、出番でしょ!!」 ○基調講演「輝く老いを生きる ～健やかな日々と静かな終末期～」 講師：沖藤 典子 (ノンフィクション作家) ○男女共同参画パネル展示	9/14…約360人 ○アンケート 回収数273枚 回答率75.8% ○プログラム構成 ・非常に良い36.0% ・良い34.0% ・普通20.0% ○基調講演 ・非常に良い66.0% ・良い18.0% ・普通8.0%
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、市民向け講座を開催した。 ①夏休み父子そば打ち道場 ②アロマでリフレッシュ講座 ③プロ直伝！男の中華料理教室 ④頑張る女性を応援する魅力健美学セミナー	①7/30 4組10人 ②11/7 18人 ③11/16 6人 ④3/4・11 13人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①母子健康推進委員会研修会 ②宇城市社会福祉協議会研修会 ③三角町老人クラブ連合会男女共同参画社会づくり推進大会 ④豊野町老人クラブ連合会	①11/25 37人 ②11/28 66人 ③2/3 約270人 ④3/26 31人
市職員研修	職員を対象に男女共同参画研修を開催した。 演題「地域づくりにおける男女共同参画の重要性について」	1/24…約100人
女性人材登録事業	女性の社会参画を支援・促進するため、各分野における人材の情報を収集し、審議会等の委員候補を紹介する。登録者にエンパワメントに繋がる研修会を実施。 研修会：H25事業者表彰の阪本恵子さんとのフリートーク	研修会1回 12/9 12人
男女共同参画推進事業者表彰	企業の男女共同参画の推進を図るため、広報うきと市ホームページで公募し、また企業クラブ加入事業所へも応募を促した。「株式会社ビックハイオ」を審査の上、表彰事業者に決定した。	表彰事業者：1
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載
男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、市役所本庁ロビーとウイングまつばせにおいて、男女共同参画全般のパネル、セクハラ防止、DV防止及び宇城市の男女共同参画事業をパネルで展示すると共に、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。	市での実施期間 6/21～7/4(14日間)

■平成26年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	・宇城市男女共同参画年次報告について ・27年度男女共同参画事業計画(案)について	年2回開催 6/2、3/19
男女共同参画社会推進委員会	①定例会議開催 ②自主勉強会を開催した。 「パートナーシップ・フェスティバル」を市と共に主催。会議ではテーマを決定し、講師選定など運営に参画し、内容を検討した。オープニングの寸劇は、脚本・演出・出演と手作りで行い、男女共同参画社会づくりのイベントとして広く市民へ啓発した。 ③「女性登用等に関する要望書」を、市長および市議会議長へ提出する。	①定例会議4回開催 5/9、9/8、9/13、3/10 ②自主勉強会(11回) 6/16、6/30、7/7、 7/14、7/24、8/4、8/18、9/3、 9/12、10/14、12/11 ③1月30日(市) 1月30日(議会) 会長・副会長3人
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の23人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画進捗状況や事業計画、フェスティバルについて検討をした。	年2回開催 5/15、2/12
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から1人の42人から成り立っている。 ①宇城市地域人権教育指導員講話等 ②豊野コミセン指導員講話等	年2回開催 ①5/20 ②1/29
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 会場：不知火公民館 2階 小ホール ◎今年度テーマ 『人を活かそう！ 男女(あなた)動かにゃ もったいない!!』 ○オープニング 啓発劇 宇城市男女共同参画社会推進委員会による 「肉じゃがの味」 ○基調講演「もったいない!!」 ～地域の資源(たから)を活かしたまちづくり、人づくり、元気づくり!」 講師：本田 節さん (ひまわり亭 代表) ○男女共同参画パネル展示	9/13…約300人 ○アンケート 回収数219枚回答率73.0% ○プログラム構成 ・非常に良い33.3% ・良い34.2% ・普通15.5% ○基調講演 ・非常に良い71.2% ・良い17.4% ・普通4.6%
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、市民向け講座を開催した。 ①そば打ち道場：夏休み父子ふれあいセミナー ②夏休み工作教室(エコクラフト)：同上 ③男のお魚料理教室：男のこだわり料理にチャレンジセミナー ④男の中華料理教室：男のこだわり料理にチャレンジセミナー ⑤パートナーシップ・セミナー(一般) ※宇城市人材リスト登録者、宇城市男女共同参画社会推進委員会と合同で開催。 ・人材リスト (17人) ・推進委員会 (7人) 73人 ・一般 (49人)	①7/29 4組9人 ②8/3 5組13人 ③11/15 8人 ④11/22 7人 ⑤12/11 73人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①松橋町老人クラブ連合会 ②三角町民生委員児童委員協議会10月定例会 ③宇城市社会福祉協議会 ④宇城市松橋地区母子保健推進員定例会 ⑤松橋町民生委員児童委員協議会1月定例会 ⑥豊野町民生委員児童委員協議会2月定例会 ⑦三角町老人クラブ連合会	①7/30 約350人 ②10/8 28人 ③11/19 67人 ④1/8 19人 ⑤1/9 46人 ⑥2/12 16人 ⑦3/13 245人
市職員研修	女性職員を対象に男女共同参画研修を開催 演題「女性職員リーダー育成研修」 ①リーダーシップ・コミュニケーション ②モチベーション・ワークライフバランス 講師：(株)ぎょうせい 中野 由美さん ※総務課職員係担当で開催	1/16…約40人
女性人材登録事業	女性の社会参画を支援・促進するため、各分野における人材の情報を収集し、審議会等の委員候補を紹介する。登録者にエンパワメントに繋がる研修会を実施。 研修会：フリーアナウンサー (株)ソルト・ファーム 代表取締役 小出 史さんの講演&フリートーク	研修会1回 12/11 17人
男女共同参画推進事業者表彰	企業の男女共同参画の推進を図るため、広報うきと市ホームページで公募し、また企業クラブ加入事業所50社へも応募を促した。応募がなかったため、こちらから出向き、趣旨説明等を行い、応募をお願いしたが、今年はなかった。 (山崎製パン・シモダ印刷・九州電子)	表彰事業者：平成26年度なし
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。
男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、市役所本庁ロビーとウイングまつばせにおいて、男女共同参画全般のパネル、セクハラ防止、DV防止及び宇城市の男女共同参画事業をパネルで展示すると共に、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。 中央・三角・松橋図書館等で展示 ポスター・書籍展示(6月6日～7月1日)	市での実施期間 6/20～7/2(13日間)

■平成27年度■

事業名	内容	備考
男女共同参画審議会	・宇城市男女共同参画年次報告について ・28年度男女共同参画事業計画(案)について	年2回開催 6/4、3/17
男女共同参画社会推進委員会	①定例会議開催 ②自主勉強会を開催した。 「パートナーシップ・フェスティバル」を市と共に主催。会議ではテーマを決定し、シンポジウム等内容を検討した、男女共同参画社会づくりのイベントとして広く市民へ啓発した。 ③「女性登用等に関する要望書」を、市長および市議会議長へ提出する。	①定例会議4回開催 5/11、9/11、9/12、11/16 ②自主勉強会等(8回) 7/6、11/6、12/3 *シンポジウム打合せ 7/14、8/3、8/17 *その他(要望書事前協議等) 10/5、10/28 ③12月14日(市) 12月14日(議会) 会長・副会長
男女共同参画庁内推進会議	行政内の管理職と女性職員代表の21人で構成。宇城市人権教育啓発推進員から報告された男女共同参画計画進捗状況や事業計画、フェスティバルについて検討をした。	年2回開催 5/26、2/10
人権教育啓発推進員	人権について職員の意識向上と、より良い職場環境づくりを推進するため、各課・局・室・館から1人の41人から成り立っている。 ①宇城市地域人権教育指導員講話等 ②講話「LINE等に潜む人権にかかわる危険性について」 熊本県教育庁教育政策課指導主事 西村 幸樹さん	年2回開催 ①5/19 ②2/29
パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画をより身近に感じ、認識する機会として、市民を対象に開催した。 会場：三角センター(三角公民館)ホール ⑩今年度テーマ 「男女共同参画で宇城市が変わる!」 ～男女(とも)に輝く「可能性への追及」～ ○オープニング 劇 三角町老人クラブ連合会 「知覧の母 ほたる」 ○男女共同参画シンポジウム 「あれから10年、もう10年、まだ10年」 ・コーディネーター江村英子 ・パネリスト宇城市長他4人 ○男女共同参画パネル展示	9/12…約330人 ○アンケート 回収数 234枚 回答率70.9% ○プログラム構成 ・非常に良い32.1% ・良い29.5% ・普通19.7% ○シンポジウム ・非常に良い40.2% ・良い29.9% ・普通15.4%
パートナーシップ・セミナー	男女共同参画社会の啓発と意識向上を図るため、市民向け講座を開催した。 ①そば打ち道場：夏休み父子ふれあいセミナー ②夏休み工作教室(エコクラフト)：同上 ③パートナーシップ・セミナー(一般)※ ④男のお魚料理教室：男のこだわり料理にチャレンジセミナー ※宇城市人材リスト登録者、宇城市男女共同参画社会推進委員会と合同で開催。 ・人材リスト (19人) ・推進委員会 (5人) 53人 ・一般 (29人)	①8/4 2組6人 ②8/8 4組8人 ③11/6 53人 ④12/19 14人
各種団体への啓発	各種団体・企業と共催し、男女共同参画社会づくりについての出前講座や研修を開き、啓発に努めた。 ①小川地区母子保健推進員(通知配布日) ②小川町民生委員児童委員協議会7月定例会 ③松橋町民生委員児童委員協議会8月定例会 ④宇城市社会福祉協議会 ⑤市嘱託員合同会議 ⑥不知火町民生委員児童委員協議会2月定例会 ⑦三角町民生委員児童委員協議会2月定例会 ⑧豊野町民生委員児童委員協議会3月定例会 ⑨三角町老人クラブ連合会	①6/3 8人 ②7/13 35人 ③8/12 48人 ④11/18 58人 ⑤2/8 176人 ⑥2/9 25人 ⑦2/10 30人 ⑧3/9 16人 ⑨3/14 200人
市職員研修	①庁内ハラスメント相談員18人を対象に開催 「ハラスメント研修」 職員ハラスメント相談員として (1)講話～安心して話してもらうために～ (2)ロールプレイで体験しよう 講師：こころのサポートセンター・ウイズ 西原 鈴代さん ②全職員向け研修の開催 演題「行政改革等による効率的な行政の執行とキャリアデザイン」 講師：小林麻理さん(早稲田大学客員教授、会計検査院前検査官(次期検査官候補者)) ◆平成25年8月戦後35人目の検査官として、女性で初めて就任 ※①②総務課職員係担当で開催	①6/11 18人 ②2/16 90人
女性人材登録事業	女性の社会参画を支援・促進するため、各分野における人材の情報を収集し、審議会等の委員候補を紹介する。登録者にエンパワーメントに繋がる研修会を実施。 講師：元RKK熊本放送アナウンサー中島喜久さん	研修会1回 11/6 19人 ※平成27年度 女性人材リスト新規登録者7人
男女共同参画推進事業者表彰	企業の男女共同参画の推進を図るため、広報うきと市ホームページで公募し、また企業クラブ加入事業所48社へも応募を促した。審査のうえ、「まつばせレディースクリニック」を表彰事業者に決定した。	表彰事業者：1 パートナーシップ・フェスティバルで表彰 広報うきで紹介
パートナーシップ通信	「広報うき」パートナーシップ通信に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。	毎月1回1ページ掲載
男女共同参画週間パネル展	◆男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせ、市役所本庁ロビーとウイングまつばせにおいて、男女共同参画全般のパネル、セクハラ防止、DV防止及び宇城市の男女共同参画事業をパネルで展示すると共に、チラシ、パンフレット、年次報告書などの配布コーナーを設け、来庁者へ啓発を図った。 ◆市政10周年記念事業として、パートナーシップ・フェスティバルのポスターを18年度から26年度まで展示した。	市での実施期間 6/19～7/2(14日間)
市民意識調査	市民の意識や実態の変化を分析して、現状と課題を把握し、平成28年度に見直しをする第3次男女共同参画計画や今後の施策を効果的に反映させるため、市民3千人を対象に市民意識調査を実施した。 ※市民意識調査報告書(P122) 平成28年1月15日完成 報告書100冊・電子データ一式	調査期間 7/2～7/27 有効回収率34.7% (1,042人/3,000人)

8 第5期委員名簿（任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日）

【宇城市男女共同参画審議会】

役 職	氏 名	備 考
会長	鈴木 桂樹	熊本大学法学部・教授
副会長	上田千代女	前宇城市男女共同参画社会推進委員会委員（1期～4期）
委員	堤 泰士	公募
委員	中村はるよ	公募
委員	西山 正治	宇城市小中学校長会会長
委員	濱崎 壽子	宇城市地域婦人会連絡協議会会長
委員	前田 信幸	宇城市人権擁護委員会委員
委員	松川 保幸	宇城市嘱託員代表者連絡会副会長
委員	御船 信弘	宇城市民生委員・児童委員連絡協議会会長
委員	吉富 孝子	宇城市商工会副会長

【宇城市男女共同参画社会推進委員会】

役 職	氏 名	備 考
会長	横尾七生子※	宇城市人権擁護委員会委員
副会長	和泉 典子※	男女共同参画地域リーダー育成修了者
副会長	千葉崎圈児※	男女共同参画地域リーダー育成修了者
委員	石原とも子	J A熊本うき女性部
委員	岩永 理恵※	熊本県つばさの会宇城支部役員
委員	上野 勝弘	宇城市PTA 連合会理事
委員	吉良 省二	宇城市嘱託員代表者連絡会
委員	坂本 順三	宇城市商工会会長
委員	猿渡 光子	男女共同参画地域リーダー育成修了者
委員	四丸 和子	宇城市民生委員・児童委員連絡協議会委員
委員	野田 秋信	宇城市老人クラブ連合会会長
委員	平岡 京子	宇城市地域婦人会連絡協議会理事
委員	福永 一子	農村女性支援グループ役員
委員	森川 公子※	宇城市嘱託員・12区
委員	山口 義則	宇城市人権擁護委員会委員
委員	吉岡 和宣	J A熊本うき青壮年部副部長

※第3次宇城市男女共同参画計画策定委員会委員（5人）

宇城市女性の活躍推進計画

平成29年3月

宇 城 市

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

- ◇女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ◇職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ◇女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
- 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。
（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）

◇女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析

【参考】状況把握する事項

①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率 等

◇上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等（取組実施・目標達成は努力義務）

◇女性の活躍に関する情報の公表

（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）

- 国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行うこととする。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行うこととする。
地方公共団体は、相談・助言等に努めることとする。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。

その他

- 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。
- 10年間の時限立法。

宇城市女性の活躍推進計画

1 女性の活躍を取り巻く現状と課題

男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分発揮できる社会を構築していくためには、固定的性別役割分担意識（性別によって役割を決めつける考え方）や、長時間労働などの働き方、仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）などの様々な課題解決に向けた取組が重要である。

本市では、平成19年に「宇城市男女共同参画推進条例」を制定し、平成24年度から平成28年度まで「第2次宇城市男女共同参画基本計画」に基づき、あらゆる分野での取組を進めてきた。

そして、平成29年3月に「第3次宇城市男女共同参画基本計画」を策定し、平成29年度から平成33年度までの5年間の取組の方向性を示した。

これまでの「男女共同参画」は、主に「女性の人権問題」として捉えられてきたが、近年、国においては、少子高齢社会における経済の担い手として女性の能力・労働力が認識されており、女性の活躍がもたらす経済的効果も注目している。

本市においても、この女性活躍推進の機運が男女共同参画を進める有効な機会ととらえ、経済活性化の視点等から、多様性を活かした社会構造改革などの取組を推進し、女性の活躍推進の基本である「男女がともに自立し支えあう、多様性に富んだ活力ある社会の実現」に向けた取組が必要である。

そこで、女性の社会参画を取り巻く現状と多くの課題について、（1）市の審議会等の女性の登用率、（2）仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）、（3）固定的性別役割分担意識の3つの視点から課題の明確化を行った。

2 実施状況の点検・評価

年次報告書の作成等により、第3次宇城市男女共同参画計画（平成29年3月策定）と併せて実施状況を点検・評価し、宇城市男女共同参画審議会等に報告し、公表する。

3 推進計画の目標

第3次宇城市男女共同参画計画（平成29年3月策定）の成果目標を鑑み、女性の職業生活における活躍に係る関連目標を、次のとおり成果目標に掲げ、平成33年度末までの達成に向け、庁内関係部局及び関係機関、団体と連携して各種の施策・事業を展開する。

成果目標	平成27年度実績値	平成33年度目標値
市の審議会等の女性委員の割合	※23.0%	30.0%
「宇城市パートナーシップ・フェスティバル」参加者の満足度の割合	70.1%	80.0%
固定的性別役割分担意識に同感しない人の割合	56.1%	80.0%
社会通念上・慣習・しきたり等について平等であると回答した人の割合	17.2%	30.0%
男女共同参画に関する用語「ワーク・ライフ・バランス」認知度の割合	17.9%	30.0%

※平成28年4月1日現在



第3次 宇城市男女共同参画計画

～^{ひと}女と^{ひと}男で築く、やさしく住みよいまちづくり～

平成29年3月

発行 宇城市 総務部 人権啓発課

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL 0964-32-1111 (代表)

FAX 0964-32-0110

<http://www.city.uki.kumamoto.jp/>